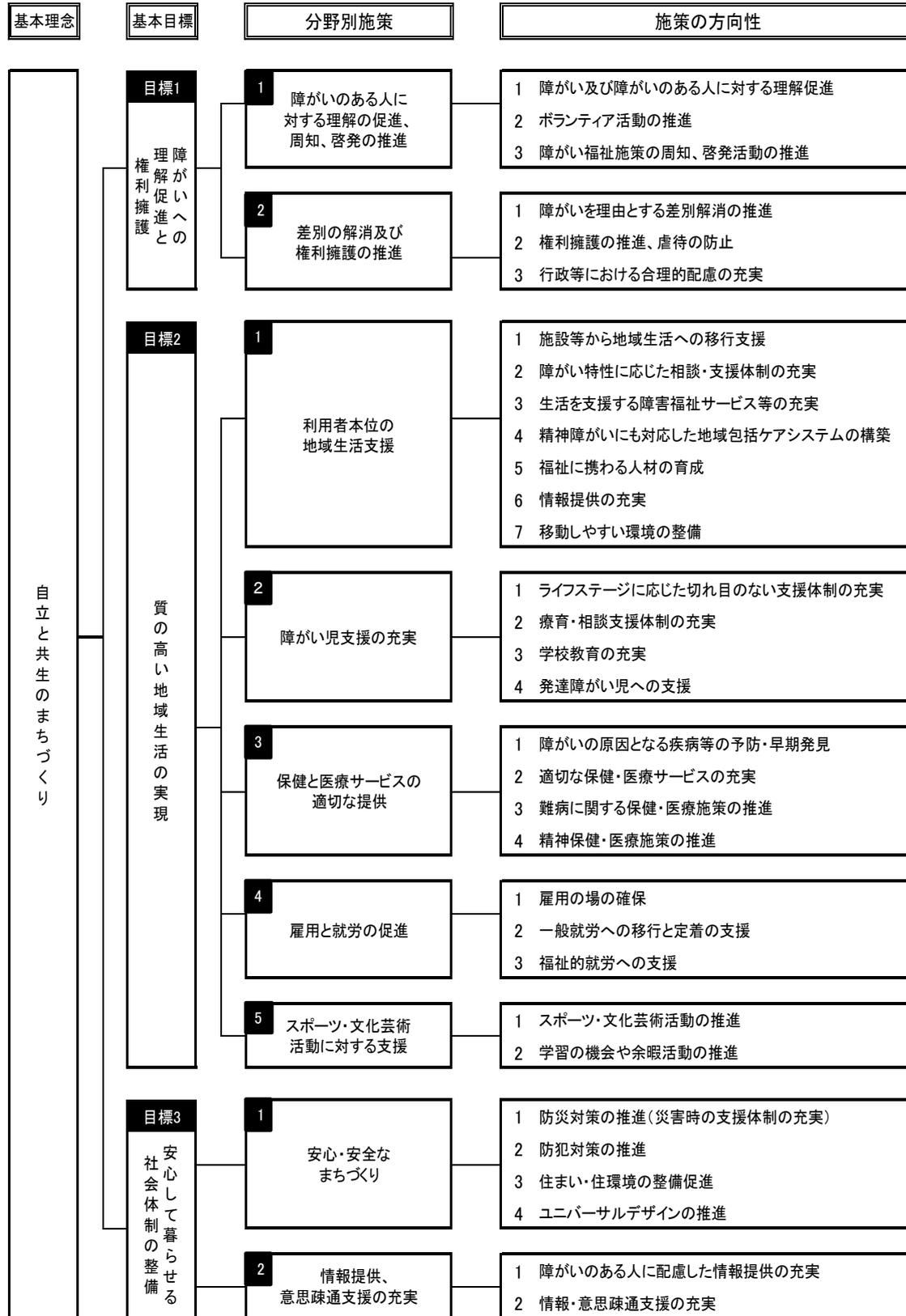


熊本市障がい者生活プランに関する 施策の取組予定等について (令和元年度(2019年度))



熊本市障害者施策推進協議会
令和元年(2019年)8月30日

施策の体系図



熊本市障がい者生活プラン 分野別施策一覧

プランの掲載頁	分野別施策	施策の方向性	具体的な取り組み		ページ
【基本目標1】障がいへの理解促進と権利擁護					
P 20	1	(1)	①	障がい者サポーター制度による理解啓発	6
P 21	1	(1)	②	様々な媒体を用いた理解促進	6
P 21	1	(1)	③	講演会や啓発イベントによる理解促進	6
P 21	1	(1)	④	共に学ぶ教育の推進	6
P 21	1	(1)	⑤	精神障がいについての理解促進	6
P 21	1	(1)	⑥	発達障がいについての理解促進	7
P 21	1	(1)	⑦	難病についての理解促進	7
P 21	1	(1)	⑧	ヘルプマークやヘルプカードの普及	7
P 22	1	(2)	①	ボランティア活動の啓発	8
P 22	1	(2)	②	ボランティアの養成	8
P 22	1	(2)	③	ボランティア活動の支援	8
P 23	1	(3)	①	障がい福祉施策の広報・啓発活動	8
P 23	1	(3)	②	障害者週間における広報・啓発活動の強化	8
P 23	1	(3)	③	地域に対する広報・啓発活動	8
P 25	2	(1)	①	障害者差別解消法の広報・啓発	9
P 25	2	(1)	②	差別解消のための取組	9
P 25	2	(2)	①	権利擁護に関する啓発	9
P 26	2	(2)	②	日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)	9
P 26	2	(2)	③	権利擁護に対する支援(成年後見制度)	9
P 26	2	(2)	④	虐待防止に関する取組	9
P 26	2	(3)	①	職員等への啓発・資質の向上(職員研修に関する部分)	10
P 27	2	(3)	②	行政サービス等における差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の徹底	10
【基本目標2】質の高い地域生活の実現					
P 29	1	(1)	①	地域生活支援拠点等の整備	11
P 29	1	(1)	②	グループホームの利用促進	11
P 29	1	(2)	①	相談支援事業の充実(相談支援センターに関する部分)	12
P 30	1	(2)	②	発達障がい者に対する支援	12
P 30	1	(2)	③	難病患者に対する支援	12
P 30	1	(2)	④	障がいのある高齢者に対する支援	12
P 30	1	(2)	⑤	家族に対する支援	12
P 30	1	(2)	⑥	家族会・当事者会の活動支援	13
P 30	1	(2)	⑦	関係機関・団体との連携による支援体制の充実	13
P 31	1	(2)	⑧	身体障がい者及び知的障がい者相談員	13
P 31	1	(2)	⑨	民生委員・児童委員	13
P 31	1	(3)	①	障害福祉サービス等の円滑な提供	14
P 31	1	(3)	②	障害福祉サービス事業所の質の向上	14

熊本市障がい者生活プラン 分野別施策一覧

プランの掲載頁	分野別施策	施策の方向性	具体的な取り組み		ページ
P 31	1	(4)	①	地域生活への移行支援	15
P 32	1	(4)	②	地域移行支援・地域定着支援	15
P 32	1	(4)	③	保健・医療・福祉関係者等による協議の場の設置	15
P 32	1	(4)	④	ピアサポーターの活動支援	15
P 32	1	(4)	⑤	当事者交流・活動の支援	15
P 32	1	(4)	⑥	家族に対する支援	15
P 32	1	(5)	①	社会参加等を支援する人材の育成	16
P 32	1	(5)	②	福祉に携わる職員の資質の向上	16
P 33	1	(5)	③	福祉に携わる職員の処遇改善等	16
P 33	1	(5)	④	介護分野の人材不足への対応	16
P 33	1	(6)	①	ふくしのしおり	17
P 33	1	(6)	②	市ホームページ等における情報の充実	17
P 33	1	(7)	①	公共交通機関等による外出の支援	17
P 33	1	(7)	②	自家用車による外出の支援	17
P 35	2	(1)	①	障がい児保育の充実	18
P 35	2	(1)	②	就学・進学における支援	18
P 35	2	(1)	③	成人期への移行支援	18
P 35	2	(1)	④	家族に対する支援(ペアレントプログラム等に関する部分)	18
P 36	2	(2)	①	早期療育の充実	19
P 36	2	(2)	②	地域療育体制の整備	19
P 36	2	(2)	③	障がい児支援に関するサービスの充実	19
P 36	2	(2)	④	障がい児支援に携わる職員の質の向上	19
P 36	2	(2)	⑤	児童相談所による相談支援	20
P 36	2	(2)	⑥	子ども発達支援センターによる相談支援	20
P 37	2	(2)	⑦	児童発達支援センターの機能充実	20
P 37	2	(3)	①	教職員の専門性の向上	21
P 37	2	(3)	②	就学支援委員会	21
P 38	2	(3)	③	校内支援体制の充実	21
P 38	2	(3)	④	施設等環境整備	21
P 38	2	(3)	⑤	進路指導の充実	22
P 38	2	(3)	⑥	多様な学びの場の整備	22
P 38	2	(3)	⑦	大学就学支援	22
P 38	2	(3)	⑧	家族に対する支援	22
P 39	2	(4)	①	子ども発達支援センターによる支援	23
P 39	2	(4)	②	発達障がい者支援センターによる支援	23
P 41	3	(1)	①	疾病の予防	24
P 41	3	(1)	②	早期発見・適切な対応	24
P 41	3	(2)	①	重症心身障がい児・者等の支援の充実	25
P 42	3	(2)	②	医療費の助成	25
P 42	3	(2)	③	歯科保健医療の推進	26

熊本市障がい者生活プラン 分野別施策一覧

プランの掲載頁	分野別施策	施策の方向性	具体的な取り組み		ページ
P 42	3	(2)	④	二次障がいの予防	26
P 42	3	(3)	①	難病対策の推進	27
P 42	3	(3)	②	難病患者等に対する障害福祉サービス等の利用支援	27
P 43	3	(4)	①	精神科医療機関等との連携の強化	27
P 43	3	(4)	②	相談支援体制	27
P 43	3	(4)	③	依存症の対策	28
P 43	3	(4)	④	ひきこもりへの対策	28
P 43	3	(4)	⑤	高次脳機能障がいへの対応	28
P 43	3	(4)	⑥	発達障がいへの対応	28
P 43	3	(4)	⑦	自殺予防への対策	28
P 46	4	(1)	①	事業主への啓発	29
P 46	4	(1)	②	雇用にあたっての支援	29
P 46	4	(1)	③	公共機関での障がい者雇用の促進	29
P 46	4	(1)	④	障がい者の能力や特性に応じた仕事の創出	30
P 46	4	(2)	①	一般企業への就労の促進	30
P 47	4	(2)	②	職場定着の支援	30
P 47	4	(2)	③	求人・求職者情報の提供	30
P 47	4	(2)	④	関係機関との連携による相談支援	31
P 47	4	(2)	⑤	難病、発達障がい等の特性に応じた就労支援の充実	31
P 48	4	(3)	①	福祉的就労の場の充実	31
P 48	4	(3)	②	障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進	31
P 48	4	(3)	③	共同受注窓口の検討	31
P 48	4	(3)	④	福祉の農業の連携の検討	31
P 50	5	(1)	①	スポーツ、文化芸術活動団体の支援	32
P 50	5	(1)	②	スポーツ活動への支援	32
P 50	5	(1)	③	文化芸術活動への支援	32
P 50	5	(1)	④	障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定	32
P 50	5	(1)	⑤	文化施設等の利用支援	33
P 51	5	(2)	①	学習機会の提供及び講座等の実施	33
P 51	5	(2)	②	社会教育施設等の利用支援	33
P 51	5	(2)	③	余暇活動の場・情報の提供	33
【基本目標3】安心して暮らせる社会体制の整備					
P 53	1	(1)	①	地域における避難支援体制づくり	34
P 53	1	(1)	②	避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者避難支援制度による支援体制の構築	34
P 54	1	(1)	③	施設における防災体制の整備	34
P 54	1	(1)	④	FAXや携帯メールを活用した緊急通報の利用促進	34
P 54	1	(1)	⑤	災害時の避難所における支援体制の整備	35
P 54	1	(1)	⑥	福祉避難所の拡充及び福祉子ども避難所の整備	35
P 55	1	(1)	⑦	災害時の生活再建に向けた支援	35

熊本市障がい者生活プラン 分野別施策一覧

プランの掲載頁	分野別施策	施策の方向性	具体的な取り組み		ページ
P 55	1	(2)	①	緊急通報システム貸与事業	36
P 55	1	(2)	②	障がい者支援施設等における防犯対策	36
P 55	1	(2)	③	消費者トラブルの未然防止	36
P 55	1	(3)	①	住宅改造に対する支援	36
P 55	1	(3)	②	公営住宅の活用	36
P 55	1	(4)	①	公共施設等の整備	37
P 56	1	(4)	②	安全で快適な道づくり	37
P 56	1	(4)	③	公共交通・移動手段の利便性の向上	37
P 57	2	(1)	①	ふくしのしおりによる情報の提供	38
P 57	2	(1)	②	点字・音声による市政及び市議会情報の提供	38
P 58	2	(1)	③	市ホームページ及びSNS等を活用した情報提供の充実	38
P 58	2	(2)	①	コミュニケーションの支援を担う人材の育成・確保	39
P 58	2	(2)	②	手話言語条例の制定	39
P 58	2	(2)	③	ヘルプカードの利用促進	39
P 58	2	(2)	④	意思疎通支援の充実に向けた検討	39

令和元年度の取り組み予定

基本目標		1 障がいへの理解促進と権利擁護				
分野別施策		1 障がいのある人に対する理解の促進、周知、啓発の推進				
施策の方向性		(1) 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進				
具体的な取組		R1取り組み予定		関連事業名	R1予算額(千円)	所管課
①	障がい者サポーター制度による理解啓発	障がい者サポーター研修を開催し、様々な障がいの特性やその配慮方法について啓発を行い、障がい者サポーターの輪を広げていきます。また、障がい者サポート企業・団体の取組を通して、障がいのある人を地域全体で支えていくという意識の向上を図ります。	障がい者サポーター研修会や出前講座等の実施により、障がい特性やその配慮方法などについて市民への理解啓発を行う。また、障がい者サポート企業・団体の認定を進め、認定団体の取組を広く事業者や市民に啓発することで、障がいのある方の働きやすい環境づくりを進める。	熊本市障がい者理解促進事業	2,734	障がい保健福祉課
②	様々な媒体を用いた理解促進	障がいや障がいのある人に対する理解を促進するため、市政だよりや市ホームページをはじめ、新聞・ラジオ・テレビ・SNS等の多様な情報メディアを活用したり、リーフレットを作成するなどして、啓発活動を計画的かつ効果的に推進します。	市政だよりや市ホームページのほか、フェイスブックやライン等も活用して効果的な啓発活動を行う。理解啓発イベントの広報については、ラジオやフリーペーパー等の活用により、多くの市民に情報が届くよう工夫する。	-	-	障がい保健福祉課
③	講演会や啓発イベントによる理解促進	研修会や啓発イベントの開催、障害者週間の周知により、市民の関心を高め、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。また、地域や民間事業者等に出向いて障がい者サポーター研修を行い、障がいの特性や配慮方法を周知啓発していきます。	障がい者サポーター研修会やワークショップを開催し、障がいについて広く理解を進めるとともに、市民が障がい当事者と交流できる機会を提供する。また、地域や教育機関などに出向いて障がい者サポーター研修の出前講座を実施する。	熊本市障がい者理解促進事業	2,734	障がい保健福祉課
④	共に学ぶ教育の推進	障がいの有無に関わらず、児童生徒が共に学校生活や学習に取り組む中で、障がいについての正しい理解とノーマライゼーションの推進を図ります。また、子どもの頃から障がいのある人に対する理解が深まるよう、学校での福祉教育の充実を図ります。	交流および共同学習の充実を通して、障がいについての正しい理解とノーマライゼーションの推進を図る。	-	-	総合支援課
⑤	精神障がいについての理解促進	精神障がいについての偏見や差別をなくすため、精神福祉保健普及運動や自殺対策強化月間において、また、ピアサポーターの活動を通じて精神障がいに関する正しい理解の促進に努めます。	精神保健福祉普及運動や自殺予防週間等の機会を通じ、パネル展示やパンフレット配布を行い、精神障がいについての正しい理解の普及を図る。	地域自殺対策強化事業	12,800	障がい保健福祉課
			テーマや内容などについて随時検討しながら、精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識や権利擁護等についての講演会や研修会を実施していく。また、ふれあい出前講座では依存症や自殺対策に関連した普及啓発を行っていく。	精神保健研究・啓発事業経費	1,259	こころの健康センター

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課	
⑥	発達障がいについての理解促進	小学校や中学校において、特別支援教育や発達に関わる相談窓口について記載したリーフレットを配布し、発達障がいについての正しい理解の促進に努めます。また、講演会や研修事業を行い、発達障がいの特性理解や配慮方法を周知啓発していきます。	講演会や研修会を開催し、発達障がいと発達障がいの疑いのある人に対する理解促進と、その特性や必要な配慮に関する正しい知識の普及を図る。	・ペアレントトレーニング事業 ・発達障がい者支援センター運営事業経費	25,660	子ども発達支援センター
⑦	難病についての理解促進	熊本県難病相談・支援センターにおいて医療講演会やシンポジウムを開催するほか、当事者会と連携した研修会を実施するなど、難病に関する正しい理解の促進に努めます。	難病患者の当事者会等との意見交換等を通して、難病に関する情報収集に努め、市民への周知啓発につなげる。	熊本市障がい者理解促進事業	2,734	障がい保健福祉課
			県と共同設置している熊本県難病相談・支援センターが実施している、医療講演会・研修会・勉強会の開催及び当事者会や患者団体が行う研修会・講演会の開催について協力し、難病に関する正しい理解の促進に努める。	難病相談支援センター事業	5,694	医療政策課
⑧	ヘルプマークやヘルプカードの普及	ヘルプマークや、災害時などのいざという時に必要な配慮事項を記載したヘルプカードの周知・普及を通じて、外見から分かりづらい障がいのある人への理解促進を図ります。	市の広報媒体の活用や公共施設へのポスター掲示などによりヘルプマークやヘルプカードの周知を図っていく。また、障害者週間に合わせてバス事業者へ広告依頼を行い、バス車内に広告を掲載することになっている。さらに、県と連携し、同時期にポスターを掲載することで、より多くの市民への周知に努める。	熊本市障がい者理解促進事業	1,105 (ヘルプカード関連)	障がい保健福祉課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課	
施策の方向性		(2) ボランティア活動の推進				
①	ボランティア活動の啓発	市民活動支援センター・あいぽーとにおいて、障がい福祉に関する様々なボランティア情報の収集及び効果的な情報提供に取り組みます。	障がい者福祉に関するボランティア情報の収集に努め、効果的な情報の提供に努める。	-	-	地域活動推進課
②	ボランティアの養成	障がい者サポーター制度の拡充等により障がいへの正しい知識を普及し、障がい者支援の活動に携わるボランティアを養成します。養成にあたってはボランティア活動を行う人のニーズにあった研修やセミナーを開催します。	障がいのある方が組織した団体の活動が継続できるように相談・支援を行う。	-	-	地域活動推進課
			障がい者サポーター研修会や出前講座などを通じて、障がいへの理解の促進を図っていくとともに、障がい者サポーター研修の受講者数を増やす。	熊本市障がい者理解促進事業	2,734	障がい保健福祉課
③	ボランティア活動の支援	障がいのある人を支援する個人及び団体の活動が継続できるように、ボランティアの相談、登録、紹介、ボランティア活動保険の加入等の窓口を設置し、活動の普及と支援を行うほか、ボランティアと市民活動団体のマッチングの機会の提供に取り組みます。	ボランティア活動に参加しやすい取り組みや研修及びセミナーを開催する。	-	-	地域活動推進課
施策の方向性		(3) 障がい福祉施策の周知、啓発活動の推進				
①	障がい福祉施策の広報・啓発活動	障がい福祉施策を幅広い市民の理解を得ながら進めていくため、様々な手段を活用した市民にわかりやすい広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進し、障がい福祉施策の意義について理解の促進を図ります。	市の広報媒体等の様々な手段や機会を活用し、障がい福祉施策について市民に分かりやすい広報・啓発活動を進める。	-	-	障がい保健福祉課
②	障害者週間における広報・啓発活動の強化	障害者基本法に基づく障害者週間においては、各種行事の開催とあわせて広報の機会を増やす等、市民の障がい福祉施策への関心を高める機会の提供を強化します。	障がい者サポーター研修会など障がいに関するイベントを開催し、広く市民に啓発を行う。また、障害者週間に合わせて、ヘルプカードの公共交通機関へのポスター掲載などをおこなう。	熊本市障がい者理解促進事業	2,734	障がい保健福祉課
③	地域に対する広報・啓発活動	障がいのあるなしに関わらず、誰もが地域で安心して生活できる環境を整備するため、障がい者相談支援センターや地域活動支援センターと協力して地域向けの障がい者サポーター研修などの理解啓発に取り組みます。また、地域社会全体に障がいへの理解が広がるよう、地域支援の拠点施設であるまちづくりセンターとも連携して取組を進めます。	熊本市障がい者相談支援センターや地域活動支援センターと連携し、引き続き地域住民への広報・啓発活動を行う。	-	-	障がい保健福祉課
			必要に応じて、まちづくりセンターが関係課と連携しながら地域(校区自治協議会など)へ障がい福祉施策などの情報を発信する。併せて、地域の要望を把握し、関係部署等との調整の役割を担う。	地域ニーズ反映の仕組み	-	地域政策課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課
分野別施策	2 差別の解消及び権利擁護の推進				
施策の方向性	(1) 障がい者を理由とする差別解消の推進				
① 障害者差別解消法の広報・啓発	障がい者サポーター研修会や啓発イベントのほか、イラスト入りのリーフレット等で障害者差別解消法について分かりやすく周知し、市民や民間事業者の理解促進に努めます。	障害者差別解消法に関するわかりやすいリーフレットを製作し活用するほか、障がい者サポーター研修会では差別の具体的事例を交えた研修を行うなど、より分かりやすい周知・啓発に努める。	障がい者差別解消推進経費	139	障がい保健福祉課
② 差別解消のための取組	障害者差別解消法に基づき、市民や民間事業者への研修等として啓発に努めるとともに、差別的取扱いに関する相談窓口を周知し、障がい者を理由とする差別の解消及び合理的配慮の提供の推進に取り組めます。障害者差別解消支援地域協議会を設置し、相談事例や取組内容等について情報共有や協議を行います。相談・対応事例を蓄積し関係機関等で共有することで、障がいのある人が地域で安心して生活できる環境づくりに努めます。	市民や事業者に対し、障がい者サポーター研修会等の機会を捉えて引き続き障害者差別解消法の周知を図る。また、差別的取り扱いや合理的配慮の不提供に対する相談において、引き続き相談窓口での対応を行うとともに、障害者差別解消支援地域協議会において、相談事例や取組内容等について情報共有や協議を行う。	障がい者差別解消推進経費	139	障がい保健福祉課
施策の方向性	(2) 権利擁護の推進、虐待の防止				
① 権利擁護に関する啓発	障がいのある人の人権尊重を図り、障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を促進するため、障害者基本法や障害者権利条約等の障がい者関係法令の周知を図るほか、各種相談窓口の紹介など、権利擁護に関する広報・啓発に努めます。	障がい者関係法令の周知を図るほか、障害者虐待防止センターや障害者差別解消法に基づく差別的取扱いに関する相談窓口等の周知に努める。	-	-	障がい保健福祉課
② 日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)	判断能力が充分でない障がいのある人が、地域で安心して生活を送れるように、日常的な相談や援助、財産の保全・管理等のサービスを行う日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の周知・普及を図ります。	熊本市社会福祉協議会において、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行い、地域において自立した生活が送れるよう支援する。	日常生活自立支援事業経費	38,400	健康福祉政策課
③ 権利擁護に対する支援(成年後見制度)	障がいのある人の権利を保護するため、成年後見制度利用支援が必要な方の申立手続きを行います。また、後見等の業務を適正に行うことができる法人後見人及び市民後見人の育成に取り組む、障がいのある人の権利擁護に関する相談支援体制の強化を図ります。	成年後見制度を必要とする知的及び精神障がい者に対し、その利用を支援し、申立の費用及び後見報酬の費用を助成することにより、障がい者の権利擁護と成年後見制度の利用促進を図る。	成年後見制度利用支援事業	3,613	障がい保健福祉課
④ 虐待防止に関する取組	障害者虐待防止法に係る広報・啓発に努めるとともに、熊本市障害者虐待防止センターを窓口として、障がいのある人に対する虐待に関する通報等の受け付けや、虐待に関する啓発活動、障害福祉サービスを実施する事業者に対しては指導の強化を行い、障がい者虐待の防止とその解消を図ります。また、熊本市障がい者虐待防止連絡会議において、情報の共有と関係機関の連携強化を図ります。	熊本市障害者虐待防止センターにおいて、障がいのある人に対する虐待に関する通報等の受付を行うとともに、虐待に関する啓発活動を行っていく。また、障害福祉サービスを実施する事業者に対しての研修を実施する。さらに、熊本市虐待防止連絡会議を開催し、関係者間の情報共有や連携強化を行っていく。	障がい者虐待防止対策支援事業	3,038	障がい保健福祉課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課
施策の方向性	(3) 行政等における合理的配慮の充実				
① 職員等への啓発・資質の向上	福祉疑似体験などを含んだ職員研修や障がい者サポーター研修会を通して、障がい当事者と直接交流することにより、障がいのある人についての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深めます。	新規採用職員研修等において職員向けに障がい者サポーター研修会を実施する。よりきめ細やかな窓口その他の行政サービスが提供できるよう、講師に障がい当事者を招いたり、福祉疑似体験を組み込む。	-	-	障がい保健福祉課
		新規採用職員研修時における福祉疑似体験を実施する。車椅子体験や高齢者福祉疑似体験などを実施し、高齢者や障がいのある人の立場になって考え、気持ちを理解しサポート方法を学ぶ。	新規採用職員採用時研修	150	人材育成センター
② 行政サービス等における差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の徹底	<p>障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(職員対応要領)に関する研修・周知を行い、障がいのある人に対し、職員による障がいを理由とした不当な差別的取扱いを禁止し、窓口その他の行政サービスにおいて配慮するほか、以下の点についても障がいのある人への配慮の徹底に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・催事における合理的配慮 障がいのある人が参加する催事においては、障がいの特性に応じた情報提供やコミュニケーションに配慮するよう努めます。 ・選挙における合理的配慮 熊本市の選挙においては、熊本県点字図書館に登録されている有権者に、候補者等を紹介する点字版や音声CDを送付します。また、選挙人が自ら投票所に足を運び投票できるよう可能な限りバリアフリーの施設を選定し、点字の候補者名簿、点字器、車椅子用記載台を設置するなど投票環境を整備し、代理投票や不在者投票の案内を行うなど、障がいのある人への配慮を行います。 ・職員採用時の合理的配慮 市職員採用試験の際は、障がいのある人に配慮した対応に努めます。また、採用後は職場環境の改善や職員の理解啓発により、働きやすい条件整備を行います。 	新規採用職員研修等、様々な研修機会をとらえ、障害者差別解消法の周知並びに、熊本市職員対応要領の周知及び徹底に努める。	障がい者差別解消推進経費	139	障がい保健福祉課
		統一地方選挙において、熊本県点字図書館に登録されている有権者に、候補者等を紹介する点字版や音声CDを送付する。また、土足投票所の拡充及び点字の候補者名簿、点字器、車椅子用記載台を配備するなど投票環境の整備に努める。	統一地方選挙経費	296	選挙管理委員会事務局
		職員研修等の機会をとらえ、障害者差別解消法の周知並びに熊本市職員対応要領の徹底に努める。	職員研修	-	人事課
		障がい者を対象とする職員採用試験にあたっては、年齢・手帳所持等の受験資格を満たし地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない限り、すべての受験者に等しく受験の機会を設ける。また引き続き受験者の個々の障がいの状況や本人の要望に応じて配慮を行う。(採用試験時の合理的配慮の例:点字試験の実施、車椅子用の席・トイレや出入口に近い席への配置、問題や解答用紙の拡大、補装具の使用、介助者・付添者の同伴など)	採用試験	-	人事委員会事務局

【様式2】令和元年度の取り組み予定

基本目標		2 質の高い地域生活の実現				
分野別施策		1 利用者本位の地域生活支援				
施策の方向性		(1) 施設等から地域生活への移行支援				
具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課	
①	地域生活支援拠点等の整備	障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、さらには親なき後も見据え、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、地域の社会資源を活用して居住支援の機能(相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)を備えた地域生活支援拠点等の整備に取り組めます。	地域生活支援拠点整備に必要な機能のうち、不足する機能の補足、拡充に向け、準備を進めていく。	-	-	障がい保健福祉課
②	グループホームの利用促進	地域で自立した生活が送れるように、グループホームの利用を促進します。利用促進にあたっては、利用者のニーズをもとに計画的に施設整備することにより、障がいのある人の地域での住まいの確保に努めます。	共同生活援助事業所への参入勧奨を行い、指定事業所数の増加を図るとともに、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を進めていく。	介護給付費等支給決定事務	共同生活援助 909,000	障がい保健福祉課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課
施策の方向性	(2) 障がい特性に応じた相談・支援体制の充実				
① 相談支援事業の充実	障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、障がい種別に関わらず、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、相談支援事業所の周知に努めるとともに、体制の整備と機能の充実を促進します。また、相談支援事業所と区役所、その他相談窓口等の連携を図ることで、総合的な相談支援体制の提供に努めます。 市内9カ所に設置する熊本市障がい者相談支援センターにおいては、相談支援事業所の後方支援や特に専門性を必要とする困難ケースに対応するほか、地域支援員を配置して、地域の関係機関や福祉関係者とのネットワークの構築、理解促進に関する取組を行います。	熊本市障がい者相談支援センターにおいて、障がいのある方が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、各種の相談や必要な支援を行う。 また、各区で実施する障がい福祉ネットワーク会議において、地域の関係機関等のネットワークの構築等を図っていく。	相談支援事業経費	161,500	障がい保健福祉課
		障害福祉サービス事業者に対して相談支援事業への参入勧奨を行い、指定事業所数を増やしていく。また相談支援部会を通じ、事業所同士の情報共有の場を設け、質の確保に努めていく。	①計画相談支援事業 ②障害児相談支援事業	①166,700 ②131,500	障がい保健福祉課
② 発達障がい者に対する支援	発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいのある人及びその家族等に対し、相談支援や発達支援、就労支援等を行います。	発達障がい者支援センターにおいて、発達障がいのある人及びその家族等に対し、相談支援や発達支援、就労支援を行う。	発達障がい者支援センター運営事業経費	25,433	子ども発達支援センター
③ 難病患者に対する支援	熊本県難病相談・支援センターにおいて、難病患者やその家族の日常生活や就労についての相談、医療講演会や患者・家族交流会の開催など、必要な情報の提供や支援を行います。	県と共同設置している熊本県難病相談・支援センターが実施している、難病患者やその家族への療養相談や就労支援、医療講演会や患者・家族交流会の開催について協力を行う。	難病相談支援センター事業	5,694	医療政策課
④ 障がいのある高齢者に対する支援	障がいのある高齢者が必要な支援を切れ目なく受けられるよう、障がい者相談支援センターと地域包括支援センター(通称 高齢者支援センター ささえりあ)等の関係機関との連携に努めます。また、新たに設けられた共生型サービスの導入により、介護保険サービスの円滑な利用について検討します。	障がいのある高齢者が必要な支援を切れ目なく受けられるよう、障がい者相談支援センターと地域包括支援センター等の関係機関との連携に努める。	-	-	高齢福祉課
⑤ 家族に対する支援	乳幼児期から成人期、親なき後まで、家族が抱える多様なニーズに対応できるよう、相談支援を充実させるとともに、家族の負担を軽減するための支援の充実を図ります。	家族が抱える多様なニーズに対応できるよう、相談支援を充実させるとともに、家族の負担を軽減するための支援の充実を図る。	子ども発達支援センター運営経費	26,919	子ども発達支援センター
		家族のこころの健康に関する相談や精神医療にかかる相談等に対し、様々な相談対応を実施する(電話相談・来所相談・訪問相談)。	精神保健相談支援事業経費	5,789	こころの健康センター

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課	
⑥	家族会・当事者会の活動支援	障がいのある人やその家族が当事者の視点に立った相談支援を行うことで、より当事者の課題を解決できるよう各家族会・当事者会と連携し、その活動の支援を図ります。	熊本県肢体不自由児協会等の障がい者団体に対し、運営費の一部助成を行う。 団体が企画した事業(聴覚障がい者に対する情報文化事業や障がい児を対象にした療育キャンプ事業等)が円滑に実施できるよう事業費の一部補助を行う。	障がい福祉団体助成	5,404	障がい保健福祉課
			精神保健家族教室(年12回)を開催し、その周知を図る。	精神保健対策経費	21	障がい保健福祉課
⑦	関係機関・団体との連携による支援体制の充実	支援機関や関係機関・団体、有識者などで構成する各種協議会を設置し、本市の現状や、各機関における課題や情報を共有したうえで、本市の支援の方向性等を協議し、障がいのある人の支援体制の充実に努めます。	障がい者自立支援協議会や障害者施策推進協議会などで、地域の現状や地域課題について協議・共有し、関係機関や当事者団体の連携強化に努める。	①相談支援事業経費 ②地方障害者施策推進協議会経費(施策推進協議会、発達障がい者支援地域協議会)	①750 (委員報酬) ②170 ③51	障がい保健福祉課
⑧	身体障がい者及び知的障がい者相談員	障がいのある人の生活全般や福祉サービス利用などについての相談支援を行います。	身体及び知的障がい者の福祉の増進を図るため、熊本市が委嘱した相談員が各地域の身体・知的障がい者の相談に応じ、更生のために必要な援助を行う。	障がい者相談員設置経費	152	障がい保健福祉課
⑨	民生委員・児童委員	地域に密着した身近な相談者として気軽に相談ができるよう、研修や啓発を通じて資質の向上を図ります。	・会長研修会(年1回) ・全体研修会(年1回) ・新任者研修会(年1回) ・主任児童委員研修会(年1回)	民生委員活動等経費	157,068	健康福祉政策課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課
施策の方向性	(3) 生活を支援する障害福祉サービス等の充実				
① 障害福祉サービス等の円滑な提供	<p>障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等や地域生活支援事業の提供基盤の充実を図るとともに、新たに設けられた自立生活援助や就労定着支援等のサービスについて、円滑な提供に努めます。併せて、本市が特に推進する障害福祉サービスを実施する事業者に対する施設整備の補助についても、熊本市障がい福祉計画・熊本市障がい児福祉計画に基づいて、計画的に進めるとともに、その施設の選定にあたっては、多核連携都市の実現のため、熊本市立地適正化計画についても考慮するものとしします。</p> <p>また、ごみ出しが困難な世帯を対象に玄関先までごみ収集に伺う「ふれあい収集」などの実施により、障がいのある人の日常生活を支援します。</p>	障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、施設整備対象施設を選定し、計画的に施設整備を進める。	障害者社会福祉施設整備費助成	75,300	障がい保健福祉課
		事業所への実地指導及び集団指導を通して、サービスの円滑な提供を促す。	-	-	障がい保健福祉課
		家庭から排出される廃棄物を収集場所まで持ち出すことが困難な世帯に対し、廃棄物の処分の支援を図る。	-	-	廃棄物計画課
② 障害福祉サービス事業所の質の向上	<p>障害福祉サービス事業者の第三者評価の受審及び評価結果の公表を促進するとともに、障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、障害福祉サービス等を利用する障がいのある人等が個々のニーズに応じて必要なサービス事業所を選択できるように努めます。</p> <p>また、障がいのある人が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの質の向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と苦情解決体制の充実を図ります。</p>	事業所への実地指導及び集団指導を通して、サービスの質の向上を図る。	-	-	障がい保健福祉課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課
施策の方向性	(4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築				
① 地域生活への移行支援	精神障がいのある人が住み慣れた地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、相談支援体制や障害福祉サービス等の提供基盤を充実させます。	熊本市障がい者相談支援センターにて、地域住民への障がいの理解啓発活動を行う。	相談支援事業経費	161,500	障がい保健福祉課
		共同生活援助事業所への参入勧奨を行い、指定事業所数の増加を図るとともに、計画相談支援を実施する中で、施設入所者等の地域移行を進めていく。	共同生活援助	909,000	障がい保健福祉課
		地域移行支援(個別給付)を利用した退院支援を図っていく。退院支援ポスターの院内掲示および地域移行支援リーフレットを活用した制度の啓発を図っていく。精神科病院と相談支援事業所の連携促進の機会を作っていく。区毎の地域移行支援の取組みの把握と課題の共有を行っていく。	精神障害者地域生活移行支援事業	637	障がい保健福祉課
② 地域移行支援・地域定着支援	入所施設や病院への訪問による相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援、住居を確保するための入居支援、連絡体制や緊急対応など、地域移行・地域定着に向けた取組を推進します。	精神障害者地域生活移行支援事業と連携し、課題の共有をはかる。	地域相談支援事業	500	障がい保健福祉課
③ 保健・医療・福祉関係者等による協議の場の設置	精神障がいのある人を地域で支える環境を整備するため、協議の場を設置し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討を進めます。	協議の場での精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討会を実施する。協議の場の活用に関する国会議へ参加する。	精神障害者地域生活移行支援事業	144	障がい保健福祉課
④ ピアサポーターの活動支援	精神障がいのある人が自らの経験を生かして相談や支援を行うピアサポートの普及・啓発に努め、フォローアップの研修を行うことで、ピアサポーターの活動を支援します。	ピアサポート講演会で広く普及啓発を図る。ピアサポート講座により基礎的な知識の理解を促し、各々が行うピアサポート活動に役立ててもらおう。また、講座の修了者に対してフォローアップ研修の機会としてピアサポートの集いを実施する。	社会復帰支援事業経費	1,468	こころの健康センター
⑤ 当事者交流・活動の支援	精神障がいのある人の相互交流と社会参加を促すために、自主組織の支援や日中活動・交流の場の情報提供を行い、社会復帰への支援に努めます。	ピアサポーターグループの育成、活動支援を行う。	精神障害者地域生活移行支援事業	221	障がい保健福祉課
⑥ 家族に対する支援	家族教室や訪問指導等を通して、家族への支援を実施します。	家族会と連携した相談支援を行う。面接・訪問等による家族相談への対応を行い、必要時は家族会へつなぐ。	-	-	障がい保健福祉課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課	
施策の方向性	(5) 福祉に携わる人材の育成					
①	社会参加等を支援する人材の育成	障がいのある人のコミュニケーションや社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員や点訳・朗読(音訳)奉仕員の養成を行います。	視覚や聴覚に障がいのある方等の意思疎通支援を行う手話通訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、点訳・朗読(音訳)奉仕員の養成を行う。	①手話通訳奉仕員養成事業 ②手話通訳者養成事業 ③要約筆記者養成事業 ④盲ろう者通訳・介助員養成事業 ⑤点訳・朗読(音訳)奉仕員養成事業	①550 ②383 ③258 ④153 ⑤280	障がい保健福祉課(総務班)
②	福祉に携わる職員の資質の向上	障害福祉サービス事業者等を対象に、障がいや障がいのある人についての正しい知識と理解の啓発や、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図るための研修を実施し、職員の資質の向上を図ります。 また、難病患者等の多様なニーズに対応するため、難病患者等ホームヘルパー養成研修を行います。	難病患者等の多様化するニーズに対応できる、ホームヘルパーの養成研修を熊本県と合同で開催する。	難病患者等ホームヘルパー養成研修経費	117	障がい保健福祉課
			事業者等を対象に、障がいや障がいの疑いのある人についての正しい知識と理解の啓発や、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図るための研修を実施し、職員の資質の向上を図る。	地域療育関連経費	360	子ども発達支援センター
③	福祉に携わる職員の処遇改善等	障害福祉サービス事業所等の職員が安心して働きつづけられるよう、実地指導や集団指導を通じて、事業者等に対して職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組を促します。	職場環境等が整っている対象事業所に対し、福祉・介護職員処遇改善加算の算定を行う。	-	-	障がい保健福祉課
④	介護分野の人材不足への対応	訪問介護分野の人材不足は喫緊の課題であるため、介護職員実務者研修を通じて人材の育成と確保を行います。また、関係機関と連携し、説明会やイベント、就職面談会等を開催することで魅力ややりがいを発信します。	平成29年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業の基準緩和型訪問サービスにあたる、新たな担い手の育成のための養成研修を、研修のノウハウを有する事業所へ委託して実施する。	①(特)基準緩和型訪問サービス研修経費 ②介護職員実務者研修業務委託 ③熊本市地域再犯防止推進モデル事業に係る介護初任者研修	①1,000 ②3,800 ③1,956	介護保険課
			①無料の講座を開講して、求人ニーズの高い介護職員実務者研修の取得を推進する。 ②犯歴があつて就職が困難な対象者に対し、介護職員初任者研修講座を開講して人材不足事業所等へ就職や就労の継続を支援する。	①介護職員実務者研修業務委託 ②熊本市地域再犯防止推進モデル事業に係る介護初任者研修	①3,800 ②1,956	経済政策課(しごとづくり推進室)

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課	
施策の方向性		(6) 情報提供の充実				
①	ふくしのしおり	障がい福祉の制度内容を分かりやすく説明したふくしのしおりを配布して、事業・制度の周知を図ります。	障がい福祉の制度内容を分かりやすくまとめたふくしのしおりを配布して、事業・制度の周知を図る。	障害者総合支援法事務経費	396 (しおり印刷分)	障がい保健福祉課
②	市ホームページ等における情報の充実	障がい福祉に関する各種サービスや相談窓口紹介をはじめ、施設や事業者の情報等を市ホームページ等で提供します。情報提供にあたっては、SNS等の新たな情報提供手段への対応も進めていきます。	障がい者に関する各種手続きや障害福祉サービス事業所等の更新や通知、精神通院医療等について市ホームページに掲載し、必要に応じて情報の更新を行う。 また、障がいへの理解促進、相談支援、就労支援、理解啓発イベント等に関する情報を様々な情報媒体を用いて効果的に発信する。	-	-	障がい保健福祉課
施策の方向性		(7) 移動しやすい環境の整備				
①	公共交通機関等による外出の支援	障がいのある人の外出を支援し積極的な社会参加の促進を図るため、市内公共交通機関の乗車及び市の施設等が利用できる熊本市優待証(さくらカード)を交付します。 また、移動が極めて困難な重度の障がいのある人には、タクシー利用料金の一部を助成する利用券を交付します。	①市内を運行する路線バス・電車(JRを除く)・市電を1割負担で利用できるおでかけICカードの交付を行う。 ②移動が極めて困難な重度の障がいのある人に対して、タクシー利用料金の一部を助成する利用券の交付を行う。	①熊本市優待証交付事業 ②熊本市障がい者福祉タクシー事業	①168,150 ②69,300	障がい保健福祉課
②	自家用車による外出の支援	障がいのある人の社会参加を促進するため、運転免許取得費の助成を行います。また、身体障がいのある人に対する自動車改造費の助成や、重度の知的障がいのある人に対するガソリン券の交付など、障がいの状態に応じた支援を行います。	1人で外出できない重度障がい者で、熊本市優待証(さくらカード)および障がい者福祉タクシー利用券を利用できない療育手帳A1～A2所持者(所得税非課税)に交付を行う。	熊本市障がい者燃料費助成事業	5,490	障がい保健福祉課
			・障がい者が就労等の社会参加のため運転免許を取得する場合に、費用の一部を助成する。 ・身体障がい者が就労等の社会参加のために自ら運転する本人名義の自動車を改造する必要がある場合に、費用の一部を助成する。	①障害者運転免許取得費助成 ②身障者自動車改造費助成	①2,300 ②3,000	障がい保健福祉課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課
分野別施策	2 障がい児支援の充実				
施策の方向性	(1) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の充実				
① 障がい児保育の充実	地域の保育所等において、障がいのある子どもの受入れを促進します。受入れにあたっては、専門機関が有する障がい児処遇の知識・技術を、保育所等において活用できるよう、医療・福祉関係機関との連携を図るとともに、保育所等への訪問指導や研修等の実施による職員のスキルアップを図ります。	・中央、横手、西、北児童発達支援ルームの4施設で児童発達支援、訪問支援事業、研修事業を継続して行っていく。 ・公私立保育園等で、障がいのある乳幼児を受け入れ、一人ひとりに応じた支援を行っていく。	①公立児童発達支援事業 ②私立保育所障がい児保育助成 ※公立保育所は加配で対応。	①9,868 ②112,200	保育幼稚園課
② 就学・進学における支援	就学前から学校卒業後まで一貫した支援を行っていくため、医療・保育・福祉の関係機関が連携して保護者、子ども及び教育関係者の相談に応じます。また、教育相談室と子ども発達支援センター等が連携して、発達や就学に関する相談を実施します。さらに特別な支援が必要な子どもや希望するすべての保護者を対象に、就学説明会を各区で実施し、情報提供の充実を図ります。支援を要する子どもに必要な支援内容や方法については、移行支援シートを活用して就学先や進学先に引き継ぐことにより、新たなライフステージへのスムーズな移行を目指します。	教育相談室と子ども発達支援センター等が連携して、発達や就学に関する相談を実施する。	子ども発達支援センター運営経費	26,919	子ども発達支援センター
		特別な支援が必要な子どもや希望するすべての保護者を対象に、就学説明会を6月に全市を対象として、また、1月には各区において実施し、情報提供の充実を図る。支援を要する子どもに必要な支援内容や方法について、就学先や進学先に引き継ぐ移行支援シートの活用により、新たなライフステージへのスムーズな移行を目指す。	-	-	総合支援課
③ 成人期への移行支援	学校卒業後も地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス等の提供体制の充実を図ります。また、ハローワークなどの関係機関や熊本市障がい者就労・生活支援センター及び発達障がい者支援センターが連携し、学校卒業後の就労に向けた支援を行います。	学校卒業後も地域で安心して生活できるよう、障害福祉サービス等の提供体制の充実を図る。また、ハローワークなどの関係機関や熊本市障がい者就労・生活支援センター及び発達障がい者支援センターが連携し、学校卒業後の就労に向けた支援を行う。	障がい者就労・生活支援センター事業	15,900	障がい保健福祉課
		ハローワークなどの関係機関や熊本市障がい者就労・生活支援センター及び発達障がい者支援センターが連携し、学校卒業後の就労に向けた支援を行う。	発達障がい者支援センター運営事業経費	25,433	子ども発達支援センター
④ 家族に対する支援	保護者が子どもの障がい特性や子育ての方法を学べる場を提供し、保護者支援を行います。子育ての難しさを感じる保護者が、子どもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てする自信をつけることを目的としたペアレントプログラムや、保護者が子どもの障がい特性を理解し、適切な対応をするための知識や方法を学ぶペアレントトレーニングを実施します。また、家族の介護負担の軽減を図るため、短期入所、日中一時支援事業、放課後児童クラブ(児童育成クラブ)など家族に対する支援の充実に努めます。	短期入所事業所、日中一時支援事業所について、今後も事業所開設の勧奨を行い、サービスの拡充を図る。	介護給付費等支給決定事務	①短期入所 160,000 ②日中一時支援 25,000	障がい保健福祉課
		保護者が子どもの障がい特性や子育ての方法を学べる場を提供し、保護者支援を行う。子育ての難しさを感じる保護者が子どもの行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てする自信をつけることを目的としたペアレントプログラムや、保護者が子どもの障がい特性を理解し、適切な対応をするための知識や方法を学ぶペアレントトレーニングを実施する。	ペアレントトレーニング事業	14,200	子ども発達支援センター
		熊本市児童育成クラブ支援員配置基準に基づき加配支援員を配置し、マニュアルを活用しながら巡回指導員による指導及び障がいに関する研修会を実施していく。	熊本市放課後児童健全育成事業	111,557	青少年教育課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課
施策の方向性	(2) 療育・相談支援体制の充実				
① 早期療育の充実	乳幼児健康診査等を通じて、障がいや発達に遅れがある子どもを早期に発見し、適切な療育や指導を行います。 また、市立幼稚園では、集団生活の中で困りごとがあったり、就学に向けて学校生活や学習面に不安を持つ子どもを対象に通級指導教室(あゆみの教室、ことばの教室)を設置し、保護者や関係機関等と連携をとりながら指導及び相談・助言を行います。	乳幼児健康診査等を通じて、障がいや発達に遅れがある子どもを早期に発見し、適切な療育や指導を行う。 集団生活の中で困りごとがあったり、就学に向けて学校生活や学習面に不安を持っていたりする子どもを対象に通級指導教室(あゆみの教室、ことばの教室)において、通級による指導を実施する。	・子ども発達支援センター運営経費 ・子育てスマイルサポート事業	34,149	子ども発達支援センター
② 地域療育体制の整備	地域で通いながら生活訓練や支援を受けることができるように、障害児等療育支援事業を活用し、家庭や施設における在宅支援を充実していきます。さらに、子ども発達支援センターとの連携により、支援のための関係機関のネットワーク化を推進します。また、障がいのある子どもに対する理解を促進し、地域での協力・支援を促すため、療育に関係する機関等と連携して、障がいに関する知識の普及・啓発に努めます。	障害児等が身近な地域で療育を受けられるよう障害児等療育支援事業を実施する。 支援のための関係機関のネットワーク化を推進するまた、障がいのある子どもに対する理解を促進し、地域での協力・支援を促すため、療育に関する機関等と連携して、障がいに関する知識の普及・啓発に努める。	①幼稚園障がい児教育経費(政策) ②幼稚園障がい児教育経費(経常)	①490 ②400	総合支援課
③ 障がい児支援に関するサービスの充実	障がいのある子どもが早い段階から必要な療育が受けられるよう、日常生活における基本的な動作の指導及びコミュニケーションや社会性の発達を促す児童発達支援、生活能力の向上のために必要な訓練等を行う放課後等デイサービス、集団生活への適応のための専門的な支援を行う保育所等訪問支援を適切に提供します。また、重度の障がい等の状態にあり障害児通所支援を利用することが難しい障がい児に対しては、居宅訪問型児童発達支援により発達支援を行います。サービス提供にあたっては、国が策定したガイドラインの活用を推進するなど、各事業所の質の確保及び向上に努めます。	短期入所事業所、医療型児童発達支援事業所及び主として重症心身障害児を対象とする指定障害児通所支援事業所(児童発達支援、放課後等デイサービス)について、今後も事業所開設の勧奨を行い、サービスの充実を図る。	介護給付費等支給決定事務	①児童発達支援給付費 917,000 ②医療型児童発達支援給付費 403 ③放課後等デイサービス給付費 2,993,000 ④保育所等訪問支援給付費 5,700 ⑤短期入所 160,000	障がい保健福祉課
④ 障がい児支援に携わる職員の質の向上	保育所・幼稚園関係者、教職員、保健師、障害福祉サービス事業者等を対象に、発達支援についての正しい知識と具体的な支援方法についての研修を行い、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図るための研修を実施し、資質の向上を図ります。	保育所・幼稚園関係者、教職員、保健師、障害福祉サービス事業者等を対象に、発達支援についての正しい知識と具体的な支援方法についての研修を行い、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図るための研修を実施し、資質の向上を図る。	・地域療育関連経費 ・ペアレントトレーニング事業	124	子ども発達支援センター

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課	
⑤	児童相談所による相談支援	18歳未満の養護相談、障がい相談、非行相談、育成相談など子どもに関する様々な相談支援を行います。また、子どもの福祉の増進のため、増加・複雑化傾向の児童虐待相談などに対して専門的・効果的な援助を行えるよう支援体制の充実を図ります。	①知的障害児施設等の障害児施設において、障がいのある児童に対する保護・訓練等を行うとともに、それに伴う障害児施設措置費等の支弁と障害児施設給付費の支給を行う。 ②利用者負担の軽減のため障害児施設利用負担額の一部助成を行う。	①障害児施設措置・給付費 ②障害児施設利用負担助成事業	①465,000 ②1,500	児童相談所
⑥	子ども発達支援センターによる相談支援	障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行います。	障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や専門スタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行う。	子ども発達支援センター運営経費	26,919	子ども発達支援センター
⑦	児童発達支援センターの機能充実	主に未就学の障がいのある子どもに対する身近な療育の場として、機能訓練や療育指導などを行うとともに、保護者に対して支援を行います。また、子ども発達支援センターと連携し、地域の児童発達支援事業所等へ後方支援することにより、療育機能の質の向上を図ります。	児童発達支援センターの1か所に機能強化員を配置し、児童発達支援センターを地域の拠点とした支援体制を構築する。	児童発達支援センター等機能強化事業	4,900	障がい保健福祉課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課
施策の方向性	(3) 学校教育の充実				
① 教職員の専門性の向上	障がいのある児童生徒に対して、学校全体で共通理解のもと適切な教育が展開できるよう、特別支援教育コーディネーター※研修をはじめ、全教職員に対する研修の充実を図ります。また、特別支援学級及び通級指導教室担当教員を対象に、社会の変化に対応した専門的な指導法の研修等を実施し、子どもの状況に応じてきめ細かな指導ができるよう指導力と資質の向上を図ります。	障がいのある児童生徒に対して、学校全体で共通理解のもと適切な教育が展開できるよう、特別支援教育の担当者やコーディネーターを対象とする研修、全職員による校内研修等を実施する。	①笑顔いきいき特別支援教育推進事業 ②特別支援教育担当者スキルアップ派遣事業	①1,270 (上記の一部) ②558	総合支援課
② 就学支援委員会	就学支援委員会において、保護者の意見を踏まえながら、発達障がいを含め、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、就学のための審議を行います。	保護者の意見を踏まえ、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学とするために、就学支援委員会において、審議を実施する。	-	-	総合支援課
③ 校内支援体制の充実	・相互理解の推進 障がいのある子どもとない子どもが共に学びあい相互に理解を深めるため、交流及び共同学習を進めるとともに、通常の学級においても、特別支援教育の視点を生かした授業づくりを推進します。 ・校内委員会等の設置 各学校内において、保護者の相談窓口や関係機関との連絡調整を行う特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、具体的支援の計画・検討などを行う校内委員会を設置します。さらに、児童生徒の安全確保や学習環境の改善を図るため教員を補助する学級支援員や医療的ケアを行う看護師を適切に配置します。	障がいのある児童生徒一人ひとりに適切な指導・支援を行うため、特別支援教育の視点を生かした授業づくりの推進や校内委員会の設置、学級支援員の適切な配置等を行う。	①笑顔いきいき特別支援教育推進事業 ②学級支援員派遣経費	①1,270 (上記の一部) ②220,900 (上記の一部)	総合支援課
④ 施設等環境整備	障がいのある児童生徒の学習環境の向上のため、校舎等の施設・設備の整備充実に努めます。	・障がいのある児童生徒の学習環境向上のため、スロープや多目的トイレなどを整備し、また、特別支援学級設置のための改修工事を行う。 ・2020年4月の開校に向けて、あおば支援学校の校舎建設を引き続き進め、また、関連する藤園中・城東小の改修工事もあわせて実施していく。	・施設整備経費 ・義務教育施設整備経費 ・特別支援教育改修経費 ・特別支援学校建設事業(小中学部)	1,068,100	総合支援課 (施設課)

具体的な取組			R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課
⑤	進路指導の充実	一人ひとりの児童生徒の進路希望を踏まえ、特性に応じた進路を保障するため、教育、福祉、労働分野等の関係機関と連携を図りながら、児童生徒の社会的自立に向けた支援に取り組むなど、進路指導のより一層の充実を図ります。	教育、福祉、労働分野等の関係機関と連携を図りながら、一人ひとりの児童生徒の特性に応じた適切な進路指導を実施する。	-	-	総合支援課
⑥	多様な学びの場の整備	障がいのある児童生徒が居住する身近な地域において適切な教育を受けることができるよう努めるとともに、個別の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室の整備を行います。	あおば支援学校校舎建設工事を進める。(12月頃竣工予定)	-	-	総合支援課
⑦	大学就学支援	重度訪問介護の利用者等の大学修学の機会を確保するため、大学側の受入れ体制の整備支援を図ります。	大学修学支援事業について、事業の実施を検討していく。	-	-	障がい保健福祉課
⑧	家族に対する支援	・放課後児童クラブ(児童育成クラブ)における受入れ 障がいのある子どもの放課後児童クラブの利用が増えていることから、必要に応じて加配支援員を配置するなどして受入れ環境を整備します。あわせて、巡回指導員による助言、支援についてのマニュアル等の活用や研修を通して、クラブ支援員の資質の向上を図ります。	熊本市児童育成クラブ支援員配置基準に基づき加配支援員を配置し、マニュアルを活用しながら巡回指導員による指導及び障がいに関する研修会を実施していく。	熊本市放課後児童健全育成事業	111,557	青少年教育課
⑧	家族に対する支援	・障害児タイムケア事業 障がい児を日常的にケアしている家族のレスパイトケア及び始業前や放課後に活動する場を確保することを目的として、障害児タイムケア事業を実施します。	家族の介護負担の軽減を図るために、熊本県立松橋支援学校内において、障がい児等の預かりを行う。(宇城市と協定を締結)	日中一時支援事業(政策)	600	障がい保健福祉課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課
施策の方向性	(4) 発達障がい児への支援				
① 子ども発達支援センターによる支援	障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や心理相談員、言語聴覚士等の専門のスタッフが個々の状況に応じた支援を行います。	障がい又は障がいの疑いのある子どもが、家庭や保育所、学校等での生活が円滑に送れるよう、医師や専門スタッフが個々の状況に応じた専門的な支援を行う。	子ども発達支援センター運営経費	26,919	子ども発達支援センター
② 発達障がい者支援センターによる支援	発達障がいのある子ども及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援を行います。高まる相談ニーズに対応するため、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。さらに、研修会や講演会を通して、市民の発達障がいへの理解啓発を行います。	発達障がいのある子ども及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援を行う。また、高まる相談ニーズに対応するため、関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図り、研修会や講演会を通して、市民の発達障がいへの理解啓発を行う。	・発達障がい者支援センター運営事業経費 ・発達障がい地域支援体制サポート事業	31,933	子ども発達支援センター

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課
分野別施策	3 保健と医療サービスの適切な提供				
施策の方向性	(1) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見				
① 疾病の予防	<p>育児サークル、生活習慣病予防教室などのライフステージに応じた健康教室や、健康相談、健康診査などの様々な機会を通じて、疾病の予防についての意識啓発を行います。</p> <p>また、障がいの原因となる疾病の予防と治療のために、周産期の心身の健康管理・小児医療の充実を図ります。</p>	<p>校区単位の健康まちづくり活動等の中で、簡易血糖検査や尿検査キット配布等を実施し、糖尿病・高血圧・脂質異常症等の生活習慣病に関する啓発を行う。</p>	<p>①生活習慣病等対策経費 ②校区単位の健康まちづくり事業</p>	<p>①5,562 ② -</p>	健康づくり推進課
		<p>各区保健子ども課や医療機関において、妊婦、乳児、幼児の健康診査や健康教育、健康相談を実施し、疾病の予防についての啓発や指導を行う。</p>	<p>①妊婦・乳健康診査事業 ②幼児健康診査事業</p>	<p>①707,200 ②34,564</p>	子ども政策課
② 早期発見・適切な対応	<p>乳幼児健康診査、その他各種健診等により、疾病の早期発見と治療に努めます。障がいに対する理解不足によっておこる二次障がいを防止するため、医療や経過観察が必要とされた人への事後指導の充実を図ります。</p>	<p>がん検診の受診率向上のため、70歳以上の対象者の自己負担金を無料化を実施するとともに、受診勧奨の対象を拡充する。</p>	<p>①がん検診経費 ②新たなステージに入ったがん検診総合支援事業 ③健康診査普及(受診勧奨経費)</p>	<p>①378,200 ②19,200 ③2,003</p>	健康づくり推進課
		<p>妊婦健康診査や乳幼児健康診査を実施し、疾病や発達障がいの早期発見に努めるとともに、必要に応じて事後指導や医療機関等の紹介を行う。</p>	<p>①妊婦・乳健康診査事業 ②幼児健康診査事業</p>	<p>①707,200 ②34,564</p>	子ども政策課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課
施策の方向性	(2) 適切な保健・医療サービスの充実				
① 重症心身障がい児・者等の支援の充実	<p>・総合的な支援体制の確保 重症心身障がい児・者等の支援に当たっては、医療・保健・福祉などのそれぞれの分野の連携により一体的な支援を行い、必要とされるサービスが円滑に届く支援の実現を目指します。</p> <p>・重症心身障がい児等に対応した相談支援体制の整備 医療・保健・福祉などにまたがる相談支援を総合的に行うとともに、それぞれのサービスをコーディネートするなど、児から者に至る一貫した、かつライフステージに応じた相談支援体制を整備します。</p> <p>また、医療的ケア児等の生活システム構築のためのキーパーソンとなる医療的ケア児等コーディネーターの養成に取り組みます。</p> <p>・療育、リハビリテーション機関の確保、レスパイトケアの充実 NICU退院後の生活モデルへの移行の視点も含めた指定児童発達支援事業所など療育、リハビリテーション機関の確保策を図ります。また、自宅中心で医療的ケアが必要な方が地域生活を営んでいくために、医療型の短期入所の整備など、レスパイトケアの充実を図ります。</p> <p>・行動障がいのある人に対する支援 在宅の行動障がいのある人の支援に携わる相談支援、行動援護、重度訪問介護等の事業所間の連携など行動障がいのある人に対する支援の充実を図ります。</p>	重症心身障がい児等コーディネーター養成研修や関係機関とのネットワーク会議を行い重症心身障がい児・者の支援の充実を図る。	重症心身障がい児等在宅支援事業	1,280	障がい保健福祉課
		重症心身障害児対象の障害児通所支援事業所や受け入れの可能な生活介護事業所等の事業所開設の勧奨を行う。	介護給付費等支給決定事務	-	障がい保健福祉課
② 医療費の助成	障がいの原因となる疾病の予防と治療、障がいの除去や進行防止等への経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行います。	重度障がい者(児)が医療を容易に受けられるように、各種健康保険による医療を受けた場合、医療費の一部負担金を障がいの程度に応じて助成する。	重度心身障害者医療費助成事業	1,266,000	障がい保健福祉課
		自立支援医療(精神通院医療)費の申請があった際に適切な給付を実施する。	自立支援医療(精神通院医療)事業	2,023,000	障がい保健福祉課
		自立支援医療(育成医療)費の申請があった際に適切な給付を実施する。	育成医療(自立支援医療)事業	35,125	子ども政策課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課	
③	歯科保健医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科疾患の予防 歯科保健に関する知識の普及を図り、各区役所で障がいのある未就学児等を対象にむし歯予防に効果的なフッ化物の塗布を行います。また、障がい児(者)団体等と連携し、障がいのある人の歯科疾患の予防に関する啓発に取り組みます。 ・歯科受診の推進 歯科医療については、障がいのある人が、身近な歯科診療所で安心して診療を受けることができるよう、障がい児(者)口腔ケア事業を実施し、障がい児(者)歯科地域協力医での受診を推進します。 ・歯科保健医療体制の充実 熊本県歯科医師会立口腔保健センター、市歯科医師会との連携強化を図り、身近な地域で受診可能な歯科保健医療体制を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ①歯っぴー事業 ②口腔保健センター負担金 ③障がい児(者)口腔ケアリーダー養成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ①10 ②1,000 ③300 	障がい保健福祉課 健康づくり推進課 医療政策課	
④	二次障がいの予防	<p>一次障がい(既存の障がい)から生じる合併症や日常生活能力の低下(二次障がい)を生み出さないために、適切な相談支援や研修等を通じて、障がいの正しい知識の普及に努めます。</p>	障がい者サポーター研修等を通し、市民への障がいに関する正しい知識の提供を行う。	熊本市障がい者理解促進事業	2,734	障がい保健福祉課
			<p>こころの健康相談から精神医療にかかる相談・社会復帰相談等の様々な相談対応を実施する。(電話相談・来所相談・訪問相談) また、テーマや内容などについて随時検討しながら、精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識や権利擁護等についての講演会・研修会の開催による啓発事業等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①精神保健相談支援事業経費 ②精神保健研究・啓発事業経費 	<ul style="list-style-type: none"> ①5,789 ②1,259 	こころの健康センター
			<p>学校においては、新小1と新中1の全家庭に特別支援教育についての家庭・地域啓発リーフレットを配布することを通して、障がいに関する正しい知識の普及に努めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①笑顔いきいき特別支援教育推進事業 ②学級支援員派遣経費 	<ul style="list-style-type: none"> ①1,270 (上記の一部) ② - 	総合支援課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課	
施策の方向性		(3) 難病に関する保健・医療施策の推進				
①	難病対策の推進	<p>難病患者の療養上の不安や悩みを解消するための状況の把握や訪問相談、患者同士が支えあい、情報交換や啓発を行うための支援を行います。</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定される指定難病について、患者の負担を軽減するため医療費の助成を行うとともに、難病対策地域協議会を設置し、地域の関係機関(者)、指定医療機関、熊本県難病相談・支援センター等との連携を図ります。</p> <p>また、難病に対する相互理解を深めるため、市主催の研修会や講演会、医療相談会等を開催します。</p>	小児慢性特定疾病医療費支給認定の申請があった際に適切な給付を実施する。	小児慢性特定疾病医療支援事業	248,337	子ども政策課
		指定難病医療費助成について、適正な支給認定業務を行う。難病対策地域協議会を設置し関係機関との連携を図るとともに、難病相談・支援センターと連携し難病の訪問相談や医療相談事業等のソフト事業の充実を図る。		①指定難病医療費公費負担経費 ②指定難病関係事務経費(難病相談支援センター事業を除く) ③難病特別対策事業経費	①1,008,000 ②35,306 ③379	医療政策課
②	難病患者等に対する障害福祉サービス等の利用支援	難病患者等に対する障害福祉サービスの提供にあたっては、障害福祉サービスや地域生活支援事業に関する制度の周知を行うとともに、難病等の特性(病状の変化や進行、福祉ニーズ等)に配慮しながら、適切な利用を支援します。	平成30年度に行われた障害福祉サービスの対象難病患者拡大について、今後も随時質問等に対応し、利用を促していく。	介護給付費等支給決定事務	-	障がい保健福祉課
施策の方向性		(4) 精神保健・医療施策の強化				
①	精神科医療機関等との連携の強化	<p>緊急時における精神科救急医療体制の整備や精神障がいの状態に応じた適切な医療の提供、さらには、退院前の個別ケース検討など、精神科医療機関や地域活動支援センター等との連携による支援の充実を図ります。</p>	<p>①熊本県精神科救急情報センター事業 24時間・365日対応可能とする電話相談窓口で、救急受診の要否や対応可能な機関への取次ぎを行う。</p> <p>②熊本県精神科二次救急医療確保事業 夜間・休日において救急の受診や入院を可能とする体制を確保する。</p> <p>③熊本県身体合併症救急医療確保事業 熊本医療センターを「地域搬送受入対応施設」として指定し、身体合併症に関する機能強化を図る。</p> <p>④熊本県精神科救急医療体制連絡調整委員会 精神科救急医療の安定した供給に資するため年1回、委員を招集する。</p> <p>⑤措置診察オンコール体制整備事業 長期連休期間における措置診察を行う精神保健指定医を確保する。</p>	精神科救急医療体制整備事業	20,517	障がい保健福祉課
②	相談支援体制	区役所・こころの健康センター・発達障がい者支援センター・相談支援事業所等における相談体制の充実に努めます。	こころの健康相談から精神医療にかかる相談・社会復帰相談等の様々な相談対応(電話・来所・訪問)を実施する。また、関係機関への技術支援を行う。	精神保健相談支援事業経費	5,789	こころの健康センター

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課	
③	依存症の対策	依存症(アルコール・薬物・ギャンブル等)の理解を深めるための啓発や相談体制の充実、さらには、関係機関とも連携し、回復に向けた支援体制の充実を図ります。	アルコール依存症をはじめ、薬物、ギャンブル等、様々な依存症に対して電話・来所相談等による相談対応や、依存症当事者グループミーティング、依存症家族教室を実施。研修会・講演会・出前講座や掲示物等による普及啓発を行う。また、各連絡協議会へ参加し、関係機関との連携をはかるほか、各自助グループ支援に取り組む。	①精神保健相談支援事業経費 ②精神保健研究・啓発事業経費	①5,789 ②1,259	こころの健康センター
④	ひきこもりへの対策	思春期・青年期における社会的ひきこもりへの対策として、熊本市ひきこもり支援センターを核に、思春期・青年期における社会的ひきこもりへ対応するとともに、電話・メール・来所・訪問相談や関係機関との連携し、長期化するひきこもりに対する相談体制の充実を図ります。	電話・来所・訪問・メール相談や区役所への出張相談、また、当事者及び家族向けプログラムの実施、連絡協議会での支援者同士の連携を図る。また、ひきこもりサポーター養成・ピアサポーター養成講座、講演会などで普及啓発を図る。義務教育終了後に途切れのない支援が円滑に行えるよう、関係機関との連携をはかりながら、ひきこもり支援に取り組む。	ひきこもり地域支援センター	17,189	こころの健康センター
⑤	高次脳機能障がいへの対応	高次脳機能障がいの相談があった場合、熊本県高次脳機能障害支援センター及び医療機関と連携し、相談対応に努めます。	高次脳機能障がいの相談を受け付けるとともに、必要時には熊本県高次脳機能障害支援センターや医療機関等の紹介、連携を行う。	精神保健相談支援事業経費	5,789	こころの健康センター
⑥	発達障がいへの対応	発達障害者支援法を踏まえ、発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上し、現状の把握とネットワークの構築を行います。	発達障害者支援法を踏まえ、発達障がい等の相談や療育を担当する職員の資質を向上し、現状の把握とネットワークの構築を行う。	・地域療育関連経費 ・発達障がい地域支援体制サポート事業	6,860	子ども発達支援センター
⑦	自殺予防への対策	自殺対策基本法や自殺総合対策大綱、熊本市自殺総合対策計画等を踏まえ、自殺予防週間等における啓発事業の実施、ゲートキーパー養成等の人材育成事業や自死遺族支援、さらには熊本市自殺対策連絡協議会等の実施による関係機関との連携した取組を推進します。	被災後のこころの変化へのケア、相談窓口案内等を活用し、自殺予防に関する啓発等を行う。	地域自殺対策緊急強化事業	12,800	障がい保健福祉課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課
分野別施策	4 雇用と就労の促進				
施策の方向性	(1) 雇用の場の確保				
① 事業主への啓発	障がいのある人の一般就労の機会を確保するため、熊本市障がい者就労・生活支援センターや熊本市障がい者自立支援協議会(就労部会)の活動や、本市独自の雇用奨励金の周知等を通して障がい者雇用に対する理解促進を図ります。また、精神障がい者の雇用対策強化の改正障害者雇用促進法などの障がい者雇用に関する新たな法制度の内容について周知を図ります。	障がいのある人の一般就労の機会を確保するため、「熊本市障がい者就労・生活支援センター」や「熊本市障がい者自立支援協議会(就労部会)」の活動や本市独自の雇用奨励金の周知を通して障がい者雇用に対する理解促進を図る。また、精神障がい者雇用対策強化の改正障害者雇用促進法などの障がい者雇用に関する新たな法制度の周知を図る。	障がい者就労・生活支援センター事業	15,900	障がい保健福祉課
		国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた本市在住の障がい者等を、公共職業安定所の紹介にて常時雇用した本市内に事業所を有する事業主に対し助成制度があることを周知していく。	障がい者・母子家庭の母等雇用奨励金	2,000	経済政策課(しごとづくり推進室)
② 雇用にあたっての支援	企業に対し、障がい者雇用を促進する各種制度の周知を図るとともに、障がい者雇用に取り組む企業への本市独自の助成や、障がい者サポート企業・団体の認定などにより、企業の活動を応援します。さらに、市が行う物品調達や工事・業務委託等について、障がいのある人の雇用促進に努めている企業に対し、業者選定における優遇措置を検討します。	企業に対し、障がい者雇用を促進する各種制度の周知を図るとともに、障がい者雇用に取り組む企業への本市独自の助成や、障がい者サポート企業・団体の認定などにより、企業の活動を応援する。さらに、障害者優先調達推進法に基づき、障がいのある人の雇用促進に努める事業所に対し、物品調達等の業者選定における優遇措置を検討する。	①障がい者就労・生活支援センター事業 ②熊本市障がい者理解促進事業	①15,900 ②1,134 (サポーター制度)	障がい保健福祉課
		障がい者を雇用している事業所に対する、主観的数値の点数を加算する取扱いを、今後の工事等入札参加資格審査申請の際にも継続する。	-	-	工事契約課
③ 公共機関での障がい者雇用の促進	市における障がい者雇用については、一定の枠を設け法定雇用率以上になるよう採用するとともに、障がい者対象の採用試験についても、精神障がい及び知的障がいのある人への受験対象の拡大に向け、検討を進めていきます。さらに、障がいのある人が有する能力を有効に発揮できるよう、働きやすく、長く働き続けることのできる職場環境の整備に取り組めます。また、この雇用を通じて、障がいのある人の就労について、市民や企業への啓発及び理解の促進を図ります。	市における障がい者雇用について、法定雇用率を確保する。また、採用にあたっては、試験の実施方法等において合理的配慮を行うとともに、障害のある人が有する能力を有効に発揮できるような職場環境の整備に努める。	障がい者雇用関係経費	7,595	障がい保健福祉課
		障がい者を対象とする採用試験の受験要件を、身体障がい者のみから知的障がい者及び精神障がい者に拡充する。また、障がいのある職員が能力を有効に発揮できるような職場環境の整備に努める。	採用試験	-	人事課(人事委員会)
		障がい者の雇用促進を図るため、障がい者の職員採用を行う。合わせて法定雇用率の確保にも努める。また、障がい者を有する方の能力が有効に発揮できるような職場環境の充実に努める。	学校環境整備事業	73,000	教育政策課
		熊本市立学校教員採用選考試験において、障がいのある方を対象とした特別選考を実施する。受験資格を身体障害者手帳のみから精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳いずれかの交付を受けている方へと変更した。	採用試験	-	教職員課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課
④ 障がい者の能力や特性に応じた仕事の創出	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、関係機関と求人情報を共有し、求職者への提供に努めるとともに、企業訪問による雇用勧奨や職場開拓を図ります。 また、若者の就労促進として特別支援学校の教諭と企業との意見交換会を実施するほか、企業と障がいのある人との雇用に関する新たな出会いの場の創出を検討していきます。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、関係機関と求人情報を共有し、求職者への提供に努めるとともに、企業訪問による雇用推奨や職場開拓を図る。	障がい者就労・生活支援センター事業	15,900	障がい保健福祉課
		高等学校進路指導担当職員と企業との意見交換会を通じて、相互理解ひいては雇用促進を図る。各企業のブースを設け、自社のガイダンスおよび高等学校進路指導担当職員との意見交換を実施する。	人手不足・多様な働き方支援就職面談会事業	170	経済政策課(しごとづくり推進室)
施策の方向性	(2) 一般就労への移行と定着の支援				
① 一般企業への就労の促進	一般企業等への就労を希望する障がいのある人に、熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、関係機関(ハローワーク、職業センター等)と連携して一般企業への就労を支援します。また、就労移行支援事業所において、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練・指導等を行うとともに、就労定着支援事業所において、就労移行支援等を経て一般就労した者に対して就労を継続するために必要な相談等の支援を行います。 障がい者雇用に取り組む企業への雇用奨励金を通して一般企業への就労を促進します。	関係機関との連携のもと、熊本市障がい者就労・生活支援センターによる情報発信や相談機能の強化を図る。また、障がい者雇用に取り組む企業への雇用奨励金を通して一般企業への就労を促進する。	障がい者就労・生活支援センター事業	15,900	障がい保健福祉課
		説明会やホームページ等での障害福祉サービスの周知や相談支援事業所と連携しながら、支給決定を行っていく。	就労移行支援事業	324,000	障がい保健福祉課
		国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた本市在住の障がい者等を、公共職業安定所の紹介にて常時雇用した本市内に事業所を有する事業主に対し交付する。	障がい者・母子家庭の母等雇用奨励金	2,000	経済政策課(しごとづくり推進室)
② 職場定着の支援	障がいのある人の職場への定着を支援するため、公共職業安定所(ハローワーク熊本)や熊本障害者職業センター等の関係機関と連携して、トライアル雇用(障害者試行雇用事業)や職場適応援助者(ジョブコーチ)等の障がいのある人・事業主双方を支援する各種制度について、周知徹底と利用促進を図ります。 また、熊本市障がい者就労・生活支援センターを就労支援の核として位置づけ、関係機関と連携して就労・生活支援はもとより、職場開拓や職場定着の支援を実施します。	障がいのある人の職場への定着を支援するため、ハローワークや熊本障害者職業センター等の関係機関と連携して、トライアル雇用(障害者試行雇用事業)や職場適応援助者(ジョブコーチ)等の障がいのある人と事業主双方を支援する各種制度について周知に努める。 また、熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、就労・生活支援はもとより、職場開拓や職場定着の支援を実施する。	障がい者就労・生活支援センター事業	15,900	障がい保健福祉課
③ 求人・求職者情報の提供	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センターと情報を共有し、適切な求人・求職者情報の提供に努めます。	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センターと情報を共有し、適切な求人・求職者情報の提供に努める。	障がい者就労・生活支援センター事業	15,900	障がい保健福祉課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課	
④	関係機関との連携による相談支援	熊本市障がい者就労・生活支援センターにおいて、ハローワークや障害者職業センター、就労移行支援事業所等の就労関係機関及び特別支援学校などの教育機関との連携を強化し、就労に向けた段階から就労後の職場定着・生活に関することまで、総合的に相談を受けることができる体制を整備します。	障がいのある方が働きながら自立生活を送れるよう、熊本市障がい者就労・生活支援センターと連携して、就労に関する相談支援を行う。	障がい者就労・生活支援センター事業	15,900	障がい保健福祉課
⑤	難病、発達障がい等の特性に応じた就労支援の充実	難病や発達障がい等の多様な障がいについて、その特性や配慮の方法等の周知により、企業等の理解を促進し、就労の機会の充実と雇用環境の整備を促進します。	障がい者自立支援協議会就労部会や、部会主催の就労フェア等の機会を通じて特性に応じた就労支援について市民や企業向けに理解啓発を行う。就労部会で作成する情報誌「しごといく」に、企業の雇用事例を掲載し、広く周知する。	相談支援事業	①報償費 39 ②需用費 270	障がい保健福祉課
施策の方向性		(3) 福祉的就労への支援				
①	福祉的就労場の充実	一般就労が困難な障がいのある人に、福祉的な就労機会を提供する就労継続支援事業所等の充実を図るため、研修会の開催等、事業所の適正な運営の支援に取り組みます。また、販路の拡大や工賃水準向上、福祉的就労への理解促進を目的として、販売会の開催等の支援に取り組みます。	販路拡大や工賃向上、障がい者就労施設への理解促進を目的として、「おとなりマルシェ(障がい者就労施設商品販売会)」を年4回(市主催分)開催する。また、職員のスキルアップや商品力向上を目的とした研修会の開催や、商品や役務の周知カタログを作成する。	就労継続支援A型事業サポート事業	700	障がい保健福祉課
②	障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進	障害者優先調達推進法に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を毎年度策定し、庁内各課における積極的な調達を推進します。また、企業等に対する施設で提供できる物品等の情報提供により、企業等における障がい者就労施設等の物品等の需要の増進を図ります。	本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、庁内各課における積極的な調達を推進する。障がい者就労施設等の商品情報リストを更新し、庁内や企業等に情報提供を行う。障がい者就労施設の商品・役務カタログを活用し、企業等における需要の増進を図る。	障がい者優先調達推進法関係	-	障がい保健福祉課
③	共同受注窓口の検討	複数の障がい者就労施設等による生産製品及び役務の共同受注の仕組みを確立するため、関係団体と連携し、共同受注窓口の整備に向けた検討を進めます。	障がい者自立支援協議会就労部会において、引き続き関係機関等と連携して共同受注窓口の取組を進めていく。	就労継続支援A型事業サポート事業	-	障がい保健福祉課
④	福祉の農業の連携の検討	農福連携に実際に取り組んでいる事例を参考にしながら、農業法人等と障がいのある人の就労支援機関が連携する体制を構築するなど、農業分野における障がいのある人の就労を推進するための具体的な取組を検討します。	JAや認定農業者等から働き手を必要とする農業者の情報を収集し、働き場を必要とする就労支援事業所等に情報提供することで、農業分野と福祉分野とのマッチングに繋がるよう関係機関と連携して取組を進める。	-	-	農業支援課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課
分野別施策	5 スポーツ・文化芸術活動の推進				
施策の方向性	(1) スポーツ、文化芸術活動団体の支援				
① スポーツ、文化 芸術活動団体 の支援	障がいのある人のスポーツ・文化芸術活動を支援する各種団体に対し、活動に関する情報提供、アドバイス、補助などの支援を行います。	熊本県障害者スポーツ・文化協会への負担金助成を行う。	障がい福祉団体助成	5,404	障がい保健福祉課
		障がい者の文化芸術活動を推進するアール・ブリュットパートナーズ熊本の活動を支援し、作品展示会場の提供やイベントの周知に協力する。	-	-	障がい保健福祉課
② スポーツ活動 への支援	障がいのある人がスポーツ活動を楽しむ機会として、各種大会の開催やスペシャルオリンピックスなどのイベントの支援を行います。また、市の公共施設等のバリアフリーを進めるほか、体育施設の個人使用料の減免制度を設ける等、体育施設の利用しやすさを充実します。障がいの有無や年齢に関わらず楽しめる障がい者スポーツの普及のため、スポーツリーダーバンクによる指導者の派遣や用具の貸し出しを行い、障がい者スポーツを通じた障がいのある人となない人の相互理解と交流の促進に取り組みます。	熊本県と共催し、障がい者スポーツ大会を行う。	熊本県・熊本市障がい者スポーツ大会経費	2,602	障がい保健福祉課
		学校や自治会、福祉施設等への出前講座の実施や、スポーツ推進委員全体研修及びスポーツリーダーフォロー研修における教材化、また専用用具の貸し出し等により、ニュースポーツ(ゆるスポーツ)の普及に努め、障がい者がスポーツ活動へ参加しやすい環境を提供することによって、障がいのある人となない人の相互理解の促進を図っていく。	総合型地域スポーツクラブ推進経費(スポーツリーダー登録、派遣、研修事業/市民スポーツ用具貸出事業)等	-	スポーツ振興課
③ 文化芸術活動 への支援	障がいのある人が文化芸術活動を楽しむ機会として、作品の展示会等のイベントの開催を行います。また、関係団体と連携・協力し、アールブリュットの普及に取り組むなど、文化芸術活動を通じた障がいのある人の新たな可能性の追求などを支援します。	希望荘文化祭にあわせて作品を募集し、市庁舎等で優秀作品の展示を行う。	希望荘運営経費	78,000	障がい保健福祉課
		アール・ブリュットパートナーズ熊本を支援し、障がいのある人が文化芸術活動を楽しむ機会として、作品の展示会等のイベントを行う。	-	-	障がい保健福祉課
		展覧会の点字チラシ作成を作成する。年間スケジュールの点字リーフレットを作成する。	美術館管理経費(経常)	120	文化振興課
④ 障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく国の基本計画を勘案して、熊本市における計画を策定し、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施します。	障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく国の基本計画を勘案して、熊本市における計画を策定し、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施する。	-	-	障がい保健福祉課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課
⑤ 文化施設等の利用支援	熊本市現代美術館における観覧料や、熊本城をはじめとした文化施設等の入場料の減免制度を設け、文化施設等の利用を促します。 また、熊本市動植物園においては入園料の減免制度のほか、難病や障がいのある子どもたちとその家族を対象に、閉園後の動植物園に招待する「ドリームナイトアットザズー」を実施します。	各種障害者手帳等をお持ちの方、及び、付き添いの方へ観覧料の減免制度を設け、美術に親しむ機会を設ける。	美術館管理経費	-	文化振興課
		令和元年10月5日から原則として日曜・祝日限定で実施する特別公開において、障がい者手帳(身障者手帳、療育手帳、精神障害者手帳、被爆者健康手帳)の提示により入園料を免除する。	※平成28年4月の熊本地震以降有料区域閉鎖中	-	熊本城総合事務所
		・入園料の減免制度 ・慢性病や難病と向き合っている方や、障がいのある方たちとその家族を閉園後の動植物園に招待し、気兼ねなく楽しいひと時を過ごしてもらうことを目的とした「ドリームナイトアットザズー」を実施する。(6月・9月)【6月 626人来園】	-	-	動植物園
施策の方向性	(2) 学習の機会や余暇活動の推進				
① 学習機会の提供及び講座等の実施	あらゆるライフステージに応じた学習機会の充実を図る中で、障がいのある人に対する学習機会の情報提供に取り組みます。また、障がいを理解するための公民館講座等を実施し、市民の理解の促進を図ります。	あらゆるライフステージに応じた学習機会の充実を図る中で、生涯学習情報システムの出前講座等により、障がいのある人に対する学習機会の提供に努める。また、市民の更なる障がい者への理解の促進を図る。	生涯学習推進経費	439	生涯学習課
② 社会教育施設等の利用支援	図書館に来館することが困難な障がいのある人に対し、図書や朗読CD、カセットテープの郵送貸出しを行います。 また、視覚障がいのある人に対し、熊本県点字図書館と協力し、対面朗読サービスを提供します。 熊本博物館では、聴覚に障がいのある人も一緒にプラネタリウムを楽しめるよう、熊本県聴覚障害者情報提供センターの協力により、字幕付きプラネタリウム投映会を実施します。	図書館に来館することが困難な障がいのある人に対し、図書や朗読CD、カセットテープの郵送貸出しを行う。 視覚障がいのある人に対し、熊本県点字図書館と協力し、対面朗読サービスを提供する。	図書事業経費	10	熊本市立図書館
		熊本博物館では、入場料やプラネタリウム観覧料の減免制度のほか、聴覚に障がいのある人も一緒にプラネタリウムを楽しめるよう、熊本県聴覚障害者情報提供センターの協力により、字幕付きプラネタリウム投映会を年4回実施する。	聴覚障がい者用字幕投映プログラム字幕打込み作業	123	熊本博物館
③ 余暇活動の場・情報の提供	障がいのある人が気軽に余暇活動を行う場として、地域活動支援センターの機能の充実を図るとともに、余暇活動に関する多様な情報を集約し提供します。	・センターの安定的な運営のために、地域活動支援センターへ運営費の補助を行う。 ・利用者増加に向け更なる周知広報に取り組むとともに、活動内容について各センター同士で情報交換を行い、障がい者のよりよい居場所作りを行う。	①地域活動支援センター(I型)運営費助成 ②地域活動支援センター(III型)運営費助成	①58,800 ②3,700	障がい保健福祉課

【様式2】令和元年度の取り組み予定

基本目標		3 安心して暮らせる社会体制の整備				
分野別施策		1 安心・安全なまちづくり				
施策の方向性		(1) 防災対策の推進(災害時の支援体制の充実)				
具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課	
①	地域における避難支援体制づくり	地域団体・避難所担当職員・施設管理者などからなる校区防災連絡会の設立を促し、平常時から各避難所の開設・運営や情報収集、物資供給体制を確立するなど、災害発生に備えます。	小学校区ごとに、地域団体、施設管理者、避難所担当職員等で構成する校区防災連絡会の未設立の校区について、区役所と連携し、早期設立を促していく。	-	-	危機管理防災総室
②	避難行動要支援者名簿及び災害時要援護者避難支援制度による支援体制の構築	障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、熊本市地域防災計画に基づき作成した災害時に活用できる避難行動要支援者名簿について、自治会等の地域団体との名簿受け渡しに関する覚書締結を進めることで、災害時の支援体制を築きます。 加えて、本人同意に基づき平常時から活用できる災害時要援護者避難支援制度の名簿等について、名簿配布と併せ個別避難支援プランの策定を進めることで、より実行性の高い災害時の支援体制を築きます。 災害時要援護者避難支援制度未登録の避難行動要支援者に対する制度の周知や登録勧奨を進めるほか、地域における要援護者の掘り起こしに努め、登録者の増加を図ります。	避難行動要支援者名簿について、自治会等の地域団体との名簿の受け渡しに関する覚書の締結を進めていく。	-	-	危機管理防災総室
			「熊本市災害時要援護者避難支援制度」に未登録の避難行動要支援者への登録勧奨を継続して実施する。 制度登録者については、自治会等の地域関係者への名簿の配布や、個別避難支援プランの策定を行い、平時からの地域における要援護者支援体制の整備を進める。	災害時要援護者支援経費	21,700	健康福祉政策課
③	施設における防災体制の整備	施設の所有者や管理者に対し、障がいのある人の利用に配慮した改修や防災訓練の実施を働きかけ、災害発生時の連絡通報体制、避難誘導体制の確立を図るとともに、防災・防火意識の高揚に努めます。	障害者支援施設等に対し、消防署とも連携し防災体制の整備について情報提供を行う。	-	-	障がい保健福祉課
④	FAXや携帯メールを活用した緊急通報の利用促進	音声(言葉)での通報が困難な人の利用を想定したFAXや携帯メールによる119番通報について、地域の防災行事等において周知を図り、利用を促進します。	啓発用ちらしを積極的に配布する。 登録者の情報等に変更がないか随時確認を行う。	消防指令管制システム維持管理経費	91	情報司令課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課	
⑤	災害時の避難所における支援体制の整備	災害発生時には、熊本市避難所開設運営マニュアルや、それを基に各地域の実情にあわせて作成される避難所運営マニュアル等の活用により、配慮が必要な人の支援情報を早急に把握し、専用スペースの設置等、障がいの特性に応じた配慮や支援の円滑な提供に努めます。	避難所ごとに設立する避難所運営委員会の運営マニュアルにおいて、配慮が必要な方の把握や専用スペースの設置等を定めることとしているため、同委員会の設置及び同マニュアルの策定について、区役所と連携し取組を進めていく。	-	-	危機管理防災総室
⑥	福祉避難所の拡充及び福祉子ども避難所の整備	災害救助法適用の災害発生時に、一般避難所では避難生活を送ることが困難な方(要配慮者)の受入れを行う場として、関係団体との協定に基づき福祉避難所を開設することで、避難支援体制の整備を行い、障がいの特性に応じた対応を行います。	実働訓練を実施し、福祉避難所が有事の際にも機能するよう、「福祉避難所等の設置運営マニュアル」を適宜見直す。	-	-	健康福祉政策課
		さらに、障がい児等とその家族が避難する福祉子ども避難所を市内の特別支援学校内に新たに設けるなど、福祉避難所の拡充を図ります。また、必要に応じて関係機関や団体等と合同で訓練等を実施し、災害時の連携体制の強化を図ります。	福祉子ども避難所(市内6カ所の特別支援学校)のうち、熊本県立熊本かがやきの森支援学校において、まちづくりセンター及び自治会、当事者団体等の参加のもと震災対処実動訓練を行った。訓練後の反省や改善点をもとに訓練実施時期や参加者も含め検討を進めていく。	-	-	障がい保健福祉課
⑦	災害時の生活再建に向けた支援	建設型仮設住宅においては、可能な限り個々の障がいのある人の状態に応じた住宅の整備を行います。 また、障がい者相談支援センターやNPO法人等の関係機関・団体と連携を図りながら被災者の見守りを行い、生活再建に向けた支援を実施します。	災害時には、熊本市障がい者相談支援センターや関係団体等と連携し迅速に対応が図られるよう、常時より連携関係を築いていく。	-	-	障がい保健福祉課
			・仮設住宅入居者の一日も早い生活再建に向け、地域支え合いセンターを中心とした定期的な戸別訪問等を実施し、生活課題や福祉ニーズの把握を実施する。 ・仮設住宅を退去した世帯を含め、福祉的支援を必要とする世帯に対しては、障がい者支援センター等の関係機関との連携を図りながら、再建に向けた重点的な支援を実施するとともに、既存の福祉施策へのつなぎを実施する。	(震災)仮設住宅入居者くらし再建経費	64,600	復興総室

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課	
施策の方向性		(2) 防犯対策の推進				
①	緊急通報システム貸与事業	単身または障がい者のみの世帯で緊急時の連絡が困難な方に、緊急通報システムの貸与を行い、24時間体制の対応を行います。	障がい者の自立促進と緊急時の迅速かつ適切な対応のため、緊急通報システムを設置し、生活の安全を確保する。	熊本市在宅障害者緊急通報システム事業	379	障がい保健福祉課
②	障がい者支援施設等における防犯対策	障がい者支援施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置や防犯カメラ設置など、必要な安全対策への取組を支援します。	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、防犯設備設置への補助を行う。(H30年度繰越分 6施設)	社会福祉施設等防犯対策強化	3,500 (繰越分)	障がい保健福祉課
③	消費者トラブルの未然防止	障がいのある人を狙った消費者トラブルの未然防止と早期発見による被害拡大防止を図るため、情報提供や助言、あっせん等による相談対応を行います。また、相談者の状況に応じた成年後見制度の活用を図ります。	障がいのある人を狙った消費者トラブルの未然防止等を図るため、相談者の状況に応じた成年後見制度の活用を図る。	-	-	障がい保健福祉課
			相談員や弁護士、司法書士による相談対応を行う。	-	-	生活安全課 (消費者センター)
施策の方向性		(3) 住まい・住環境の整備促進				
①	住宅改造に対する支援	住宅を住みやすく改造する場合に、リフォームヘルパーの派遣による助言及び改造費用の一部助成を行います。	在宅で生活する障がい者が快適な生活ができるよう住宅を改造する場合に必要な費用の一部を助成する。	高齢者及び障害者住宅改造費助成事業	7,300	障がい保健福祉課
②	公営住宅の活用	障がいのある人等に対し、1階への優先的入居、単身者向け住宅の供給を行います。また、公営住宅の新たな整備や建替え等にあたっては、居室等の段差の解消や共有階段の手すりの設置、通路幅の確保等、バリアフリー化を推進します。	約100件に関して、浴槽を浅型浴槽へ取替設置予定である。	-	-	市営住宅課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課
施策の方向性	(4) ユニバーサルデザインの推進				
① 公共施設等の整備	市の公共施設等の整備にあたっては、障がいのある人等の意見を聴く機会を設けるなどしてニーズを把握し、誰もが利用しやすい施設や設備、空間の整備に努めます。 民間建築物においては、バリアフリー法(正式名称:高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)による認定や熊本県のやさしいまちづくり条例(正式名称:熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例)に基づいた協議を行い、障がいのある人が利用しやすい施設や設備となるよう促します。	「熊本県公共施設ガイドライン」等に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進していく。	-	-	営繕課
		民間建築物において、バリアフリー法による認定や熊本県のやさしいまちづくり条例に基づいた協議を行い、障がいのある人が利用しやすい施設や設備となるように促していく。	-	-	建築指導課 (建築審査室)
		熊本城ホールの整備にあたっては、様々な場面を通じて子育て世代や高齢者、障がい者の方々を対象としたアンケートや意見交換会を実施し、その結果を参考に令和元年(2019年)9月の完成に向けユニバーサルデザイン化に取り組んでいる。	-	-	新ホールマネジメント課
		・令和元年10月5日から原則として日曜・祝日限定で実施する特別公開において、公開エリア内の観覧動線の段差解消や電動アシスト車いすの導入、数寄屋丸エリアに多目的トイレを設置する。 ・令和2年春頃整備予定の特別見学通路整備工事に着手する。(特別見学通路にエレベーターと多目的トイレ等を整備) ・令和3年春頃完成に向けた天守閣復旧工事を継続中。(大天守にエレベーター設置、小天守入口スロープ設置)	(震災)熊本城災害復旧経費	150,000 ※バリアフリー関係のみ	熊本城総合事務所
② 安全で快適な道づくり	歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりを進めます。 また、路上における放置自転車の解消や不法占用物件の撤去指導等を行い、バリアフリー空間の確保に努めます。	所轄の警察や地元団体等との連携のもとで、不法占用物件の所有者に対し、撤去、改善指導を繰り返し行い、安全な道路空間の確保に努める。	無許占用物件等調査及び指導業務	2,098	土木管理課
		歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりに努める。	(国県道)交通安全施設整備経費 (市道)交通安全施設整備経費	12,000	道路整備課
③ 公共交通・移動手段の利便性の向上	障がいのある人が安心してバスや市電を利用できるように、ノンステップバス等の導入を促進します。また、段差解消等、車椅子の利用環境整備も含め電停のバリアフリー化を推進します。	・通町筋電停の下通側の電停改良工事を実施する。 ・河原町電停の電停改良工事を実施する。 ・辛島町電停改良事業実施に向け、交通管理者や道路管理者等との協議を実施する。 ・動植物園入口電停改良事業の詳細設計を実施する。	電停改良経費	11,700	交通政策課 (交通局電車課)

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課
分野別施策	2 情報提供、意思疎通支援の充実				
施策の方向性	(1) 障がいのある人に配慮した情報提供の充実				
① ふくしのしおりによる情報の提供	障がい福祉の制度内容を集約し、分かりやすく説明したふくしのしおりを配布することで、障がいのある人やその家族が必要とする情報を円滑に取得できるよう支援します。	障がい福祉の制度内容を分かりやすくまとめたふくしのしおりを配布して事業・制度の周知を図る。	障害者総合支援法事務経費	396(印刷)	障がい保健福祉課
② 点字・音声による市政及び市議会情報の提供	広報紙市政だよりや議会だよりの点字版・音声版を作成し、視覚障がいのある人への情報提供を行います。 また、市ホームページや市議会ホームページに音声読み上げ機能や背景色変更機能、文字サイズ変更機能をつけ、サービスの充実を図ります。	点字版・音声版市政だよりを必要な方へ発行し、ホームページについても音声読み上げ機能などアクセシビリティに配慮した運用を行う。 また、ラジオでも市政だよりの内容を読み上げる「声の市政だより」の放送を行う。	①広報紙・ホームページ関係経費 ②各種媒体を使った広報経費	①2,978 ②2,980	広報課
		①議会広報紙の点字版・音声版を作成し、希望者に配布。 ②市議会ホームページの音声読み上げと文字拡大。	①議会及び事務局関係経費(政策) ②議会及び事務局関係経費	①970 ②262	調査課
③ 市ホームページ及びSNS等を活用した情報提供の充実	障がい福祉に関する各種サービスや制度の紹介をはじめ、施設や事業者の情報、障がい福祉に関するイベントの情報等を市ホームページやSNS等を活用して障がいのある人に分かりやすく提供します。	障がい者に関する各種手続きや障害福祉サービス事業所等の更新や通知、精神通院医療等について市ホームページに掲載し、必要に応じて情報の更新を行う。 また、障がいへの理解促進、相談支援、就労支援、理解啓発イベント等に関する情報を様々な情報媒体を用いて効果的に発信する。	-	-	障がい保健福祉課

具体的な取組		R1取り組み予定	関連事業名	R1予算額(千円)	所管課
施策の方向性	(2) 情報・意思疎通支援の充実				
① コミュニケーションの支援を担う人材の育成・確保	障がいの特性に応じたコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、点訳・朗読(音訳)奉仕員等の養成や派遣を行います。また、区役所総合案内に手話通訳者等を設置し、公共機関での意思疎通を支援します。	手話通訳者等の派遣及び養成を行う。また、各区役所の総合案内に手話通訳者を設置し、行政手続きの際の意思疎通支援を行う。	①手話通訳者設置等事業 ②手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業・盲ろう者通訳介助員派遣事業 ③手話通訳奉仕員養成事業・手話通訳者養成事業・要約筆記者養成事業・盲ろう者通訳介助員養成事業・点訳朗読(音訳)奉仕員養成事業	①14,239 ②手話…10,217 要約…1,506 盲ろう…2,039 ③奉仕員…550 通訳者養成…383 要約養成…258 盲ろう養成…153 点訳…280	障がい保健福祉課
② 手話言語条例の制定	手話を言語として認め、広く使える社会を目指し、手話言語条例の制定に取り組みます。条例に基づき手話への理解促進と普及に取り組み、市民が手話にふれあう機会を増やし、手話を使いやすい環境整備に努めます。	手話言語条例(仮)を制定し、手話への理解促進と普及のほか、様々な情報コミュニケーション手段の普及に取り組む。	-	-	障がい保健福祉課
③ ヘルプカードの利用促進	内部障がいや難病等、外見からわかりづらい障がいのある人が、周囲の人に配慮や支援を求める手段として活用するヘルプカードを普及させ、コミュニケーション手段の一つとしての利用を促進します。	内部障がいや難病等、外見からわかりづらい障がいのある人が、周囲の人に配慮や支援を求める手段として活用するヘルプカードを普及させ、コミュニケーション手段の一つとしての利用を促進する。	熊本市障がい者理解促進事業	1,105 (印刷、広告)	障がい保健福祉課
④ 意思疎通支援の充実に向けた検討	スマートフォンやタブレット端末の活用等、情報通信技術や支援機器の発展なども踏まえ、利用者のニーズを適切に把握した新たな意思疎通支援の充実に向けて検討します。	障がい特性に応じて誰もが使いやすい意思疎通支援の充実に向けて、検討していく。	-	-	障がい保健福祉課

【様式2】令和元年度の取り組み予定

分野別施策	1	相互理解の促進と市民参加の活動【啓発・広報・ボランティア】
-------	---	-------------------------------

施策の方向性	1 偏見や差別を取り除き相互理解を深める			
--------	----------------------	--	--	--

具体的な取り組み	① R1取り組み予定	② 関連事業名	③ R1予算額	所管課
----------	------------	---------	---------	-----

①	【記載例】 広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会、施策推進協議会、社会福祉審議会などの会議開催、また、障がい者理解促進事業等に伴う催事の時には、報道機関へ報道資料を提供し、取材の実施を呼びかける。 ・ラジオを活用し、サマーほっとクラブのボランティア募集を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援事業経費 ②地方障害者施策推進協議会経費 ほか 	—	障がい保健福祉課
---	---------------------	---	---	---	----------

②	講演会や啓発イベントによる理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者サポーター制度に関する出前講座を実施(通年・随時) ・障がい者理解促進を目的とした作文・ポスターコンクールを実施(27.7月～9月) ・障がい者施設商品コンクールの開催(27.10月頃) ・障がいをテーマにした講演会の開催(27.12月) 	障がい者理解促進事業	1,700	障がい保健福祉課
---	--------------------	---	------------	-------	----------

③	各種大会への支援				
---	----------	--	--	--	--

【様式2】の作業手順

(1) 別紙の「【様式2】の担当項目一覧」から、入力が必要な項目を抽出。

(2) 該当する項目について、必要事項を入力。

① R1取組予定

今年度を実施する取り組みを記入してください。

イベントの実施回数や参加者数、サービスの利用者数や利用量見込み、相談者数、登録者数など、取り組みの目標となる指標があればあわせて記入をお願いします。

② 関連事業名

①の取組みに関連する事業があれば、事業名を記載してください。

③ R1予算額(単位:千円)

①の取組みに関連する予算がある場合は、その予算額を記載してください。

事業費がない場合や、取組みにかかる費用を抽出することができない場合は、「—」を入力してください。

④					
---	--	--	--	--	--

⑤					
---	--	--	--	--	--

⑥					
---	--	--	--	--	--

⑦					
---	--	--	--	--	--

⑧					
---	--	--	--	--	--

⑨					
---	--	--	--	--	--

⑩					
---	--	--	--	--	--

⑪					
---	--	--	--	--	--

⑫					
---	--	--	--	--	--

⑬					
---	--	--	--	--	--

⑭					
---	--	--	--	--	--

⑮					
---	--	--	--	--	--

⑯					
---	--	--	--	--	--

⑰					
---	--	--	--	--	--

⑱					
---	--	--	--	--	--